



何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いをいたします。

次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明をいたします。

近年、高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まる中、外国人留学生が日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した場合に国内での就労が可能となるような制度をつくることが求められております。また、これまでの水際対策の強化や摘発の推進等により、不法

偽申告や虚偽文書の行使等によって身分や活動目的等を偽り、不正に在留資格を取得して在留する者などのいわゆる偽装滞在者の存在が問題となつております。

この法律案は、以上に述べた情勢に鑑み、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正するものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、介護の業務に従事する外国人を受け入れるための新しい在留資格を創設するものであります。すなわち、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする介護という名称の在留資格を設け、介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動を行うことを可能とするものであります。

第一は、いわゆる偽装滞在者の問題に対処するため、罰則の整備、在留資格取消し事由の拡充等の措置を講ずるものであります。すなわち、罰則の整備として、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受ける行為及び営利の目的でそれらの行為の実行を容易にする行為をした者に対する罰則を設けるほか、在留資格取消し事由の拡充等として、正当な理由がないのに在留資格に応じた活動を行つておらず、かつ、他の活動を行い又は行動うとしている外国人に対しまして、その在留資格を取り消すことができるようになるとともに、当該外国人が逃亡するに足りる相当の理由

がある場合には、出国猶予期間を指定せず、直ちに退去強制手続に移行することとするものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いをいたします。

○委員長(秋野公造君) この際、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員逢坂誠一君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(逢坂誠一君) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

本修正の内容は、第一に、技能実習計画に記載すべき技能実習生の待遇の内容として、報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費を明記するとともに、主務大臣が技能実習計画を認定する際の基準として、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを明記することとしております。

第二に、外国人技能実習機構の業務として、技能実習を行なうことが困難となつた技能実習生であつて引き続き技能実習を行なうことを希望するものが技能実習を行なうことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務を明記することとしております。

第三に、施行期日を、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日に改めるとともに、その他所要の規定を整理することとしております。

○委員長(秋野公造君) 以上で両案の趣旨説明及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の衆議院における修正部分の説明の聴取は終了いたしました。  
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有田芳生君 おはようございます。有田芳生です。  
まず、法務省にお伺いいたします。

技能実習生の新規入国者数の推移について、この数年間の特徴をお教えください。

○政府参考人(井上宏君) 技能実習生の入国の最近の数年間の推移といったしましては、次第に全体的に増加しておる傾向にありまして、平成二十七年段階では約十九万人が在留している状況になつてございます。

○有田芳生君 新規入国者数の推移を教えてくださいと、そう問いました。

○政府参考人(井上宏君) 大変失礼いたしました。  
新規入国者数につきましても毎年増加の傾向がございまして、平成二十五年は総数といたしましては六万七千人余りであったものが昨年は九万七千人余りまで増加しております、今年もその増加傾向が続いてございます。

○有田芳生君 その中の国別の特徴は何でしょうか。  
○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。  
まず近時の、ここ数年間の国別の新規入国者数の推移の特徴といたしましては、まずベトナム人の入国者数が激しく増えているということが挙げられると思います。すなわち、平成二十五年では年間に約一万人の新規入国であったものが、翌二十六年には約一万九千、二十七年には約三万三千人と急増してござります。  
これに対しまして、從来一番新規入国が多かつた何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

たのは中国でござりますけれども、中国の技能実習生の新規入国者数の傾向といたしましては近年減少傾向でございまして、特に平成二十五年から四万四千人程度いたものが昨年は三万八千人程度まで徐々に減少してございます。

本年上半期で見ましても減少の傾向はございまして、本年一月から六月までの上半期の数字を見ますと、ベトナム人が約二万人であるのに対して中国人が約一万六千人にとどまり、ベトナム人が中国人を抜いて最多となつていると、そのような状況にございます。

○有田芳生君 今御説明いただいたように、中国の技能実習生の新規入国者数は減つております。これは、例えば二〇〇〇年に比べて今中国の労働者の賃金が五倍ぐらいになつたという数字もありますけれども、特に、最近は鈍化しているんだけれども、二〇一二年を取つてみても中国の賃金というのは一〇%上がつている。ところが、一方で、ベトナムですと、例えばホーチミン、ハノイの最低賃金が月に約三百六十万ドン、日本円になると一万六千円から一万七千円。これは日本に来た技能実習生の方々に話を聞いても、やはり日本に行つてお金をもうけて、そして国に送りたいと。ベトナム政府も技能実習生を送ることに對して労働力の輸出といふ位置付けをしている。やはり中国人が減つていつてベトナム人がどんどん増えているという現状があるわけですから、そこで問題が出てまいります。

例えば、今、岐阜で働いている二十代後半の女性の技能実習生ですけれども、ベトナムから日本に来る前に保証金というものを銀行口座にためざるを得ないような状況で日本に来ている。それが大体日本円にして約六十万円、あとバスポート代、ビザ代、それから航空運賃などを含めて百万円掛かる。だけど、ベトナムの最低賃金が、さっき言いましたように、月に一万六千円、一万七千円の水準ですから、多くのベトナムの北部の農村地帯から日本にやつてくる技能実習生たちは圧倒的にほとんど借金をして日本に来ているんですね。



様々書類の提出を求めるなど調査をいたしました

様々書類の提出を求めるなど調査をいたしました  
て、そのような不当な人権侵害を行つてゐるよう  
な団体は排除していくことを想定して、「さ  
います。

もう一つ、国間取決めの作成も同時に並行で進めまして、そこが作成された場合におきましては、送り出し国政府においてそのような不適正な行為を行わないよう送り出し機関を十分に指導する、特に事前にあらかじめそういうものを指導し、（非公）の、つまりは、（公）を（非公）へ年々（三

先ほどの金田大臣の趣旨説明の中でも述べてあるように、国際貢献ということを言っておきながら、やはりその趣旨が理解されないで、人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われておとう、もまさにこれが現実だというふうにうんですね。だから、こうした矛盾点とか問題點がもううみのようになってしまっている、それが今の状況じゃないかというふうに思っているのです。

技能実習生に対する支給予定賃金額は十三万二千九百三十九円となつております。

で、やはりしっかりと実態をつかんでいく必要があると思いますし、修正案ではそういうことが多い分これから調査されていくんじやないかと期待はしておりますけれども、一号の場合は十三万九千五百一円、この金額が安いのか高いのかということもあります。先ほど有田委員からの、ベトナムの場合だと一ヶ月で一万六千円から七千円ということなので、やはり日本に働きに来てくれればそれなりの報酬はもらつていてるというような感じもしますけれども、ただ、やはり次の実態として、この報酬はもらう、もらつたけれども、その中からいろいろな名目をつけて多分引かれていると思うんですね。必ずしもこの額面どおりではなくて、ここから引かれていることがたくさんあると思います。

○有田芳生君 ベトナム人にも中国人にして  
も、あるいはフィリピン人にも印度ネシア  
人にとって、当たり前の話ですけれども同じ人間  
ですから、日本に来て奴隸労働を経験したという  
ことがないような体制をしっかりとつくり上げて  
いただきたいということをお願いします、質問

○真山勇一君 民進党・新緑風会の真山勇一で  
を終わります。  
先日の、私、本会議でも質問させていただきま  
した。まだまだ政府の方のお答えがはつきりしな  
い面がたくさんあります。大変大事なこれは法案  
です。是非その問題点をクリアにしていかなければ  
ならない、この法務委員会での審議が大変大事  
であるということを私は認識をしております。

この技能実習生、平成五年からということなんだけれども、もう二十年余り続いているわけです。これが一向に、順調に定着していくということなりは、むしろ様々な問題点がどんどんどんどん明るみに出るという、あるいは生み出していくといふような状況が続いてきて、今回どうしても直さなければ、是正しなければならない点が余りたくさんあるというような状態になつてているんじやないかというふうに思っています。

そこで、私は、まず最初に、やはり現実がどうなのか、特に技能実習生の現実というのはどうのかという点を明確にしたいという、そういうもりから、まず技能実習生の一番、まあ何といても働くということなので、大事な報酬ですわ実際に日本で働いている技能実習生の報酬どのくらいなのかということを調べていいんじょか、それから調べた数字というのはあるのか、れをまず教えていただきたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたしました。

技能実習生の平均的な報酬の月額でござります。これは国際研修協力機構の調査した統計でありますけれども、平成二十七年における数字でございます。第一号の技能実習生に対する支給予額の賃金額、これは基本賃金と各種手当の合計額でございますが、所定時間外の労働賃金は含まれてい、そういう基本的な賃金額でございますが、これは十三万九百五十一円、同年度における二号

○政府参考人(井上宏君) 個別の技能実習生に支払われている時間外手当がどうなっているかといふようなことにつきましては、監査でございますとか検査のたびにその書類を確認するなどして確認してございまして、そこで不当な賃金不払等があればこれは不正行為ということで、私どもも处分といいましょうか制裁を加えておりますし、また労働基準監督署の方でも対応されているところです。

先ほど申し上げましたものは、全体として、タルとしての統計はちょっと今のところ取っていないということをお答えしたということでござります。

○真山勇一君 やっぱり受け入れる以上は、実習生が実際どのぐらいの待遇で我が国で働いているのかというのはこれは大変大事な情報であるの

○政府参考人(井上宏君) 現行制度の下での取扱いを御説明申し上げますと、報酬の中から宿舎費でござりますとか食費など賃金から控除する場合がござります。これは労働基準法のつとつた労使協定の締結の存在が前提となりますけれども、控除する費用の額が実費を超えてはいけないという旨の大原則で指導をしておるところでございまして。この実費とは実際に要する費用を意味するものでございませんけれども、例えば宿舎費の実費と申しましても、これはそれが、実費性を判断するに当たりましては、物件の構造でありますとか賃年数さらに共用部分の状況でございますとか、様々な個別の事情を総合的に考慮してやはり社会通念あるのかとか、いろいろありますけれども、そういう報酬月額の中からこうしたものが一体どのくらいあるのか、そうした実態というのにつかんでおられるでしようか。

先ほどの金田大臣の趣旨説明の中でも述べてあるように、国際貢献ということを言っておきながら、やはりその趣旨が理解されないで、人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われておとうんですね。だから、こうした矛盾点とか問題点がもううみのように出てきてしまっている、それが今の状況じゃないかというふうに思つてます。

やはり、この辺を何とかして今回やはり是正していかなければならぬといふ大きな任務があるわけですけれども、その割には、それじゃ、へい、外国人の技能実習生って一体どんな状況なのかということになると、もちろん個々でのケースとうのはいろいろと話が出ています。そういうことが出てくると、先ほどの、今ベトナムの方の話ですけれども、一部でそういうことがあつて、みたいな話で済んでしまつてはいるんですけど、うでしようか。私はそうは思わなくて、むしろこれが全般的な結果になつていてるというような気にしております。

そこで、私は、まず最初に、やはり現実がどうなのが、特に技能実習生の現実といふのはどうのかという点を明確にしたいといふ、そういうつもりから、まず技能実習生の一一番、まあ何といつても働くことなどの大事な報酬ですか、実際に日本で働いている技能実習生の報酬どのくらいなのかなといふことを調べて見るんでしゃが、それから調べた数字というのはあるのか、それをまず教えていただきたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

技能実習生の平均的な報酬の月額でございま

技能実習生に対する支給予定賃金額は十三万一千九百三十九円となつております。  
○真山勇一君 今御紹介ありましたまづ一号の場合、十三万九百五十一円ということなんですが、この中の内訳、やはりもらつた給料、これはいわゆる支給額というふうに理解してよろしいんですね。やはり、給料をもらう場合は、あとそれに例えば時間外ですとかそうしたものもあるわけなんですか。されども、こうしたものも含めた実態といふのは、数字はございませんか。  
○政府参考人(井上玄吾君) 時間外手当等を含めまして、現実に支給された額につきましての統計は取つております。  
○真山勇一君 今実習生で問題になつてゐるのは、やはり労働時間のこともありますよね。本当に朝、例えば一般的な働く時間でいえば九時から五時ということの多分これは給料だと思うんですね。されども、実態としては、やはりかなり残業時間、残業しているといふ、そういう話をたくさん聞きます。その辺、残業しているならその残業した分の給料、報酬手当というはどうなつてゐるのかというのをやはり調べなくてはいけないと思うんですけども、いかがですか。  
○政府参考人(井上玄吾君) 個別の技能実習生に支払われてゐる時間外手当がどうなつてゐるかといふようなことにつきましては、監査でございますとか検査のたびにその書類を確認するなどして確認してございまして、そこで不当な賃金不払等があればこれは不正行為ということで、私どもも処分といいましょうか制裁を加えておりますし、また労働基準監督署の方でも対応されているところでございます。

で、やはりしつかりと実態をつかんでいく必要があると思いますし、修正案ではそういうことが多分これから調査されていくんじやないかと期待はしておりますけれども、一号の場合は十三万九百五十一円、この金額が安いのか高いのかということもあります。先ほど有田委員からの、ベトナムの場合だと一ヶ月で一万六千円から七千円ということなので、やはり日本に働きに来てくれればそれなりの報酬はもらっているというような感じもしますけれども、ただ、やはり次の実態として、この報酬はもらう、もらつたけれども、その中からいろいろな名目をつけて多分引かれていると思うんですね。必ずしもこの額面どおりではなくて、ここから引かれていることがたくさんあると思います。

例えば、技能実習生は、寮に住むということになつたらばその寮費を多分払わなくてはいけなくなる、その寮で食事を出されるその食費も払わなければならなくなるかもしねれない、そうした問題があります。それから、例えばユニホームを着て働く職場の場合はそのユニホーム代がどうなつているのかとか、いろいろありますけれども、そういう報酬月額の中からこうしたものが一体どのくらいあるのか、そうした実態というのはつかんでおられるでしょうか。

○政府参考人(井上宏吾) 現行制度の下での取扱いを御説明申し上げますと、報酬の中から宿舎費でござりますとか食費など賃金から控除する場合がござります。これは労働基準法にのつとつた労使協定の締結の存在が前提となりますけれども、控除する費用の額が実費を超えてはいけないといふ旨の大原則で指導をしておるところでございま

技能実習生に対する支給予定賃金額は十三万一千九百三十九円となつております。  
○真山勇一君 今御紹介ありましたまづ一号の場合、十三万九百五十一円ということなんですが、この中の内訳、やはりもらつた給料、これはいわゆる支給額というふうに理解してよろしいんですね。やはり、給料をもらう場合は、あとそれに例えば時間外ですとかそうしたものもあるわけなんですねけれども、こうしたものも含めた実態といふのは、数字はございませんか。  
○政府参考人(井上玄吾君) 時間外手当等を含めまして、現実に支給された額につきましての統計は取つております。  
○真山勇一君 今実習生で問題になつてているのは、やはり労働時間のこともありますよね。本当に朝、例えば一般的な働く時間でいえば九時から五時ということの多分これは給料だと思うんですね。ですから、実態としては、やはりかなり残業時間、残業しているという、そういう話をたくさん聞きます。その辺、残業しているならその残業した分の給料、報酬手当というのはどうなつてているのかというのをやはり調べなくてはいけないと思うんですけども、いかがですか。  
○政府参考人(井上玄吾君) 個別の技能実習生に支払われている時間外手当がどうなつてているかといふようなことにつきましては、監査でございますとか検査のたびにその書類を確認するなどして確認してございまして、そこで不当な賃金不払等があればこれは不正行為ということで、私どもも処分といいましょうか制裁を加えておりますし、また労働基準監督署の方でも対応されているところでございます。

で、やはりしつかりと実態をつかんでいく必要があると思いますし、修正案ではそういうことが多分これから調査されていくんじやないかと期待はしておりますけれども、一号の場合は十三万九百五十一円、この金額が安いのか高いのかということもあります。先ほど有田委員からの、ベトナムの場合だと一ヶ月で一万六千円から七千円ということなので、やはり日本に働きに来てくれればそれなりの報酬はもらっているというような感じもしますけれども、ただ、やはり次の実態として、この報酬はもらう、もらつたけれども、その中からいろいろな名目をつけて多分引かれていると思うんですね。必ずしもこの額面どおりではなくて、ここから引かれていることがたくさんあると思います。

例えば、技能実習生は、寮に住むということになつたらばその寮費を多分払わなくてはいけなくなる、その寮で食事を出されるその食費も払わなければならなくなるかもしねれない、そうした問題があります。それから、例えばユニホームを着て働く職場の場合はそのユニホーム代がどうなつているのかとか、いろいろありますけれども、そういう報酬月額の中からこうしたものが一体どのくらいあるのか、そうした実態というのはつかんでおられるでしょうか。

○政府参考人(井上宏吾) 現行制度の下での取扱いを御説明申し上げますと、報酬の中から宿舎費でござりますとか食費など賃金から控除する場合がございます。これは労働基準法にのつとつた労使協定の締結の存在が前提となりますけれども、控除する費用の額が実費を超えてはいけないといふ旨の大原則で指導をしておるところでございま

に照らして判断せざるを得ないというようなことが原則的にございますが、いざれにいたしましても、そこでいう実費が著しく高額である場合には、これは技能実習生に支給する報酬の一部が支払われていない状態ということになりますので賃金等の不払と、そういう不正行為に該当し得るものであるという理解をしておりまして、過去五年間のそのような類型の不正行為を調査したところ、四件について受け入れ停止の通知をしているところでございます。

○真山勇一君 やっぱりその実費、今おっしゃつたように社会通念上のものでなければならないとか、いろいろなことはあると思います。

ただ、やはり様々な報告を聞いてみると、実態というのはかなりひどいというような状況もあって、言葉が悪いですけれども、ピンはねという言葉も使われるくらい給料の中から引かれていると、やはり実態はそれよりも多いのではないかなどといふふうに感じるのはなんですね。やはりこの金額の中からどれだけのものが自分たちに残るものなのか、それから、あるいは残ったとしても、その中から更に実習生がその職場に定着をするようにということで、例えば強制的に賃金をさせられるとか、そうした例もあるようになります。こうした辺りは実際にこれから調査すべきであると、やはり私は思っております。

それからもう一つ、その金額について、最低賃金という話もありますけれども、日本人と同等額以上という報酬、これを今回修正で盛り込んでおりますけれども、日本人と同等額以上といふのは、これは、いろんな方がいろんなふうに聞いているんですけれども、どうもはつきりしたものが出でてこないんですけれども、これについてもう一回見解をお教えいただきたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

技能実習生に対する報酬の額につきましては、

日本人が従事する場合の報酬額と同等額以上とするということ、これは現行法でもそのように省令で定めてございますが、新制度におきましては、これは衆議院の議員修正によって法律上明示されるという、重要なことであるということが特に明示されたわけでござりますけれども、その同等額以上という条件が実質的に確保されるようになります。ために、新制度の下では、技能実習計画の認定に当たりまして、実習実施者に対して、その報酬額が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上だよと言えることの客観的・合理的な説明をしなければならないと、そういうふうに説明責任を課します。

なお、事例におきましては、比較対象となる適当な日本人労働者がいないという場合もあるうかとございますが、そのような場合は、例えば経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して根拠を提示するとか、可能な限り合理的な説明を求めるとして適切な額の報酬が支払われるようにしてまいりたいと考えております。

○真山勇一君 これまでにはこうしたこと、当然明記するということが必要だったんだと思うんですねけれども、どうもお話を聞いてみると、実態として余りそこら辺の報告を受けたり調査をしたりといふことをしていない感じもするんですけど、たこと、例えばきちっと明記してあるということを調査しているんでしようか。

○政府参考人(井上宏君) 國際研修協力機構につきましては、特に調査の観点で申し上げますと、技能実習計画の認定制を取つておりますので、その技能実習計画どおりに実習が行われているかどうかを調査するために、実習実施者等に対して必要な報告を求めたり、あるいは実地に調査をすることができるという権限を法律上明記したところでござります。

○真山勇一君 まさに、これまでできなかつたことを今回から新しい法律でできるように是非変えたこと、例えばきちっと明記してあるということを認めます。その国際研修協力機構というのは、こうしたもの、その実習実施者等に対する必要な報告を求めたり、あるいは実地に調査をすることができるという権限を法律上明記したところでござります。

○真山勇一君 まさに、これまでできなかつたことを今回から新しい法律でできるように是非変えたこと、例えばきちっと明記してあるということを認めます。

特にやはり給料の、日本人と同等額以上というものはもう少し、例えば具体的な、まあ最低賃金というのではありませんよね、例えばそうしたものでもう少ししっかりと明示するとか、そうしたことでもう少ししっかりと把握していただきたいというふうに思ふんですけれども、その具体的な数字で明示することについていたいということはなかなか難しかったんだというふうに承知をしております。

○真山勇一君 法的権限がないから巡回指導といふことでこれまで來た。だから、なかなか技能実習生の実態というのも、個々の実習生が声を上げればそうしたことがあるんではないかという疑いも出てくるわけですから、そういうふうに思ふんですけれども、その辺りのところでは、技能実習生の一番やはり悩みといふことであつたのが、それを超えまして、ある種企業横断的な基準のようなもの、あるいは地域的、職種別に着目してそのような一律の基準を定めることができるかが、それを超えまして、ある種企業横断的な基準が支払われているかどうかは個別の監査とか検査の都度書類等々で確認し、あるいは本人から聴取するなどして確認してまいるところでございます。

そのため、新制度の下では、技能実習計画の認定に当たりまして、実習実施者に対して、その報酬額が日本人と同等額以上であるということが特に明示されたわけでござりますけれども、その同等額以上という条件が実質的に確保されるようになります。ために、新制度の下では、技能実習計画の認定に当たりまして、実習実施者に対して、その報酬額が日本人と同等額以上だよと言えることの客観的・合理的な説明をしなければならないと、そういうふうに説明責任を課します。

なお、事例におきましては、比較対象となる適当な日本人労働者がいないという場合もあるうかとございますが、そのような場合は、例えば経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して根拠を提示するとか、可能な限り合理的な説明を求めるとして適切な額の報酬が支払われるようにしてまいりたいと考えております。

○真山勇一君 まさに、これまでできなかつたことを今回から新しい法律でできるように是非変えたこと、例えばきちっと明記してあるということを認めます。

特にやはり給料の、日本人と同等額以上というの数字が正しいのかどうかはありますけれども、全国平均ですね、最低賃金の全国平均、月に直すと十三万七千円というふうに言われていますね。先ほど伺つた機関の調査した一号の俸給というのが十三万九百五十一円ということですから、このだけでも僅かにちょっと最低賃金下回つているのかなという気もいたします。

これは是非、やはり実習生の一一番これ深刻な問題になると思うんですね。なぜかというのは、やはり働きに来ているわけですね、研修をしながらだから、やっぱり自分がどれだけもらえるかということはとても大事なことだと思いますので、これ計画もきちっと出させて、そしてその中から金額をやはりある程度実習生が具体的に分かるような、そうした、前もつて分かるという、これ大事だと思うので、こうした形につくつていかなければならないというふうに思っています。

それから、賃金と同時にやはり大事なのは労働時間だと思うんですね。先ほども報酬のところで言いましたけれども、やっぱり残業かなり多いようなんですが、実際として、実習生を雇っている実施機関、その機関での勤務状況というのはどうなふうになつてあるかということはつかんでおらるれるでしようか、実態を。

す。

○真山第一君 数字的に言うと、やはり違反が私はちょっと多いかなという感じも受けるんですけどねども、これからやはりそういうことを出さないために、例えば実習生の勤務時間の管理というのを、もちろんこれは計画の中に入っているんでしょうが、どんな形でチェックをしていく、していけるというふうに考えておられますか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

まず、今ほど答弁ございましたように、労働基

能実習生が就労しております。これまでと同様に技能実習生が就労しても、これまでと同様に技能実習生が就労しております。事業場の監督といふものを精力的に行つてまいります。それから、あわせまして、新制度におきましては、新たに設立をされます外国人技能実習機構、こちらが実地に調査を行つて、その中で、実際に認定されました計画に記載をされております労働時間、労働制度と実際の就労状況がどうなつてあるのかというところをきちんと確認をいたしまして、必要な場合には労働基準監督機関とも連携をして適切な対応を取るということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○真山第一君 技能実習生が実際にその実習実施機関、そこへ行つて働きますね。働き始めるときに、その前に、その事業主、雇用主、そうした人たちと、例えば労働協約、そういうものを結ぶということは可能なのです。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

当然、技能実習生も雇用関係にござりますので、例えば超過勤務を行う場合については労働基準法の三六協定というものを締結する必要がござります。

実習生に対しましては、入国時に地方入国管理局を通じまして配付をいたします技能実習生手帳におきまして、日本語と外国語を併記をして、労働時間等の労働基準関係法令の知識を周知をしております。例えば、法定労働時間を超えた時間外労働の実施には今申し上げた三六協定の締結が必要であるということについても周知をしておりま

す。

準監督機関におきましても、これまでと同様に技能実習生が就労しております事業場の監督というものを精力的に行ってまいります。それから、あわせまして新制度におきましては、新たに設立をされます外国人技能実習機構、こちらが実地に調査を行うと、その中で、実際に認定されました計画に記載をされております労働時間、労働制度と実際の就労状況がどうなつてているのかということをきっちんと確認をいたしまして、必要な場合には労働基準監督機関とも連携をして適切な対応を取るということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○真山第一君 技能実習生が実際にその実習実施機関、そこへ行って働きますね。働き始めるときに、その前に、その事業主、雇用主、そうした人たちと、例えば労働協約、そういうものを結ぶということは可能なのですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。

当然、技能実習生も雇用関係にござりますので、例えば超過勤務を行う場合については労働基準法

実習生に対しましては、入国時に地方入国管理局を通じまして配付をいたします技能実習生手帳におきまして、日本語と外国語を併記をして、労働時間等の労働基準関係法令の知識を周知をしております。例えば、法定労働時間を超えた時間外労働の実施には今申し上げた三六協定の締結が必要であるということについても周知をしております。

りたいといふに考へておられます。

○真山第一君 そういう手帳を配つてということ  
もありますけれども、ただ先ほどの質疑の中で  
も出てきていますけれども、やはり言葉が限られ  
ているわけですね。現在の、こちらに入国される  
外国人の国別を見ると、その中に入つてない言  
葉の、今まで少數だったという方ですね、例え  
ばベトナムを始めビルマ語だとあるいはネパ  
ル語だとかいろいろありますね、それからタイ語  
もありますね。そうしたものがやっぱりないとい  
うことで、どこまでひとつ分かつてもらつている  
のかということもあるし、それから、その実習実  
施機関の方でも、例えば、ある程度事業所という  
体裁が整つたところなら、確かにそういう人を雇  
うときに労働協約あるいは労働条件などはど  
うじやなくちやいけないということは当然理解し  
ていると思うんですが、やっぱりその雇う側は本  
当に個人で、例えば本当に家族でやっている仕事  
ですか、そういうところで雇つた場合といふのは、  
は、いわゆる事業主というか、実習生を受け入れ  
るところ、人ですね、その事業主が実際どの程度  
までそうした働くということを理解しているかど  
うかということはとっても難しいんじゃないかと  
思うんですよ。例えば、個人でやつていると、やつ  
ぱり昔ながら、昔かたぎの人だったら、俺は若い  
頃はもう本当に飯も食わずに働いたんだぞみたいな  
ことで実習生をもしかすると使うかもしれない  
とかということだと思うのですが、いかがでしょ  
うか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。  
先生御指摘のとおり、技能実習生を受け入れる

○真山勇一君 そういう手帳を配つてということ  
りたいというふうに考えております。  
ことによりまして長時間労働の是正に努めてまい  
りますけれども、ただ先ほどの質疑の中で  
も出てきますけれども、やはり言葉が限られ  
ているわけですね。現在の、こちらに入国される  
外国人の国別を見ると、その中に入つていらない言  
葉の、今までは少數だったという方ですね、例え  
ばベトナムを始めビルマ語だとかあるいはネパール語  
などいろいろありますね、それからタイ語  
もありますね、そうしたものがやっぱりないとい  
うことで、どこまでひとつ分かつてもらつていて  
のかということもあるし、それから、その実習実  
施機関の方でも、例えば、ある程度事業所とい  
うところなら、確かにそういう人を雇  
うときに労働協約あるいは労働条件というのはど  
うじやなくちやいけないということは当然理解し  
ていると思うんですが、やっぱりその雇う側は本  
当に個人で、例えば本当に家族でやっている仕事  
ですか、そういうふうで雇つた場合というふうの

は、いわゆる事業主というか、実習生を受け入れるところ、人ですね、その事業主が実際どの程度までそうした働くということを理解しているかどうかということはとっても難しいんじゃないかなと思うんですよ。例えば、個人でやっていると、やっぱり昔ながら、昔かたぎの人だったら、俺は若い頃はもう本当に飯も食わずに働いたんだぞみたいなことで実習生をもしかすると使うかも知れない。

事業所においては、零細な事業所も多々あるという中で、労働関係法令、どういうふうに周知をしていくかということになります。これは、例え技能実習計画の認定の時点でも、技能実習生の待遇について記載をしていただき、それについての当然ながら必要なやり取りというのもございます。また、新制度におきましては監理団体も許可制ということになりますけれども、監理団体がきちんと各事業実施者についてそろして必要な労働関係法令についての周知というのもしていくいただくということになろうと思つております。

また、その上で、先ほど申し上げておりますとおり、新たな外国人技能実習機関あるいは労働基準監督署におきましても、引き続き同じように周知、指導というものを徹底してまいりたいというふうに考えております。

○真山第一君 やっぱり労働基準監督署の役割というののはかなり重要なところなんですね。その辺、これから特にやはり日本人と同様に働いている若者のその働く権利みたいなものをきちっと把握をしていていただかなないと駄目かなというふうに思つています。

それと同時に、あともう一つ、その技能実習生の大変な問題。やっぱり、お金をもらう、働く、それから、その働いてる間に場合によつては体の調子を崩す、病気になる、こうしたときにどう今なつてているのかということを確認させていただきたいんですけど、技能実習生の健康保険ですね、これ基本的に同様に入れるというふうに理解をしておりますけれども、加入状況、これについてはつかんでおられるんでしょうか、いかがでしょうか。

○政府参考人(谷内繁君) お答えいたします。

まず、制度的なことを申し上げますと、我が国の医療保険制度におきましては、外国人技能実習生につきましては日本人労働者と同様の取扱いとなつております。適用事業者において雇用され場合は健康保険、その他の場合は国民健康保険

に加入することとなつております。

議員お尋ねの技能実習生の健康保険の加入状況についてでございますけれども、今申し上げましたように、制度上、日本人労働者と同様に取り扱われておりますため区別して統計を取つておりますので具体的な数字は把握しておりませんけれども、監理団体が実習実施機関を巡回する際には健健康保険、国民健康保険の加入状況もチェック項目の一つとなつておりますので、監理団体によつてもその際にチェックされているというふうに承知しているところでございます。

○真山勇一君 そして、まず、加入しているだらうというお答えだと思うんですね。加入していくほしいというふうに思います。国民健康保険あるいは雇用主からの健康保険に加入するというふうなことだと思うですが、ただ、加入していくも実際に体調を崩したり病気になつたときに医療機関にかかります。そのときに、実際に技能実習生様々な国から来ているわけですから、やはり今問題になつてゐるのは言葉の障害だと思うんですね。

例えば、母国語で実習生が病院あるいは医療機関で健康保険を使って受診をするということとは、現在の状況では可能なんでしょうか。

○政府参考人(山本尚子君) お答えいたします。

医療サービスにつきましては、医療機関における外国人患者の受け入れ体制の整備を進めております。その中で医療通訳の配置などを支援する事業も行つております。また、派遣型の医療通訳や電話通訳などの外部団体による医療通訳サービスの導入も支援しております。

今年度、病院や自治体などにつきまして外国人の受け入れ体制の実態を把握するためのアンケート調査を実施しておりますので、その結果も踏まえます。今後とも適切に対応してまいりたいというふうに思います。

○真山勇一君 國際貢献ということで、本当にたくさんの国からこうした技能実習生を受け入れるわけですから、やはり言語もいろいろある。実習

生の中には、もちろん共通語である英語ができるとか、あるいは中国語ができますという人のほかにいらつしやるでしようけれども、やはり母国語しかしゃべれない、母国語でしか意思の疎通ができないという方もいらっしゃると思うんですね。

そうした方へのきちつとした対応というのをやつてしまなくちゃいけない。特に、お医者さんとか看護師さん医師とか看護師さんにそれを全部求めるのはちょっと難しいかもしれませんけれども、例えはその間を取り持つ、今お話を出した医療通訳ですね、この医療通訳というシステムをやはりこれからしっかりと構築していくなければなりませんのかなという、現場を見ているとそういう感じますね。

今なかなか、例えは少數しか話さない、先ほども例も出たベトナム語ですか、あるいはビルマ語ですかとかネパール語などはやはり増えてきているわけですね。ところが、なかなかそうした言葉が話せる人がいないという点で、例えは難民となることで日本へ来た方で、そういう方が今ボランティアで小さな個人病院なんかではやつていらっしゃるという話を私実際に聞きました。そういう方たちに支えられているのが現状で、実際にやつぱりこれから拡大策を取るわけですね。

だから、どんどん増えてくるというふうに思いましたので、その医療通訳というのはどうやらまだきちつとした確立したものになつていらないようななですが、このことについてはどういうふうに考えておられるか、お聞かせください。

○政府参考人(山本尚子君) 今お尋ねの医療通訳についてのお話をございました。

関係の閣議決定あるいは経済財政運営と改革の基本方針二〇一六あるいは日本再興戦略二〇一六年におきましては、外国人の患者さんが安心して医療にかかるようになつてしまつて重症行つたときにはもう手遅れになつてしまつて重症になつちやつてはいる、そういうことをよく聞きました。

先日も新聞にありましたね、フィリピンの過労死、認められましたけれども、ジョーイ・トクナサンさんという方の例もありましたけれども、現場で聞いてみると、やつぱり実習生の方はもう本当にぎりぎりまで医療機関に行かない、だから行つたときにはもう手遅れになつてしまつて重症になつちやつてはいる、そういうことをよく聞きました。

やつぱり使いやすい医療システムというものをつくつていかなくちゃいけないし、國際貢献でいろんな國の人を受け入れるのならば、多様性といふものを受け入れるのならば、多様性といふものを受け入れる医療機関を約百ヶ所整備する予定にはなつております。

その意味で、先ほど申し上げました様々な支援策でそれを拡大しておりますけれども、まさに先生の御指摘のようにNPOなどの団体がその分野を担つてくださつていてるということもあります。

先ほど申しました今年度の調査で、病院、自治体等含めまして医療通訳サービスを提供している事業者等についても実態調査を行うこととしておりますので、またその結果を踏まえまして適切に支援してまいりたいというふうに思つております。

○真山勇一君 ちょっとと確認なんですが、今整備の話の中で百ヶ所とおつしやつた。百ヶ所ということは全国で百ヶ所ということですね、はい。

まさに今、実習生が、こんな話も聞いたんですね。やはり働いていると、特に厳しい職場もあるわけですよね。残業もやつていているというところがあるらしい。体調を崩したり自分の体がおかしいなど思つても、やつぱりなかなか病院へ行つてもうまく症状を説明することもできないし、それから治療することをちゅうちょして、そして最終的にやつぱり自分がもうかなり重くなつてから初めて病院へ行くと。

新たに技能実習生、これから受け入れる場合、その実習生の受け入れ機関の適格性というものをチェックするというふうにされておりますけれども、このチェックするということ、適格性をチェックするというのは具体的にどんなふうなことを今考えておられるのか、これを伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

この技能実習の法案では技能実習計画の認定制度において、技能実習計画を設けてございますが、その技能実習計画の認定基準を法定してございまして、その中に、技能実習を行わせる体制でありますとか設備でありますとか、要は技能実習実施者に関する適格性に関する事項を盛り込んでございます。また、技能実習計画の認定の欠格事由といふものも設けてございまして、その中では過去に不正行為



いますけれども、具体的に実地検査を行うのはこの出先、地方事務所の職員でございます。監理団体への実地検査業務を担当する職員は、全体で約百五十名を予定をしております。これらの職員はよりまして、先ほど入管局長からありましたように、千九百の監理団体、これに対しても年一回、それから約三万五千の実習実施者に対しても三年間に一回の頻度で行うということで、単純に計算をいたしますと、この百五十名の職員一人当たりの実地検査の件数は単純計算で年間約九十件ということになります。一人当たり年間九十件でございますので、予定している機構の体制の中で十分対応が可能なものであるというふうに考えております。

○真山勇一君 九十件ぐらいだから十分対応可能というふうに伺いましたけれども、もちろんこれから、やはりこの法律に沿って実習生を受け入れるということになると、増えるかどうかかといふことよりも、もしかすると検査が厳しくなれば少なくなるということもあると思うんですね。確かにそういう要素はあると思いますけれども、年間思われるといふことになると、増えるかどうかかといふことよりも、もしかすると検査が厳しくなれば少なくなるということもあると思うんですね。確かにそういう要素はあると思いますから、本当に実際に検査で動ける人はこのぐらいだと思います。九十件、やっぱりこれを本当にやつていつらかな人に検査をやる人の体制は今百五十人。そうだと思っています、いろんな仕事ありますから、本当に実際に検査で動ける人はこのぐらいだと思います。が機構で、JITCOでできなかつたらこそこうしたいろんな実習生をめぐる問題といふのが起きてきたんだと思います。ですから、今回つくられた外国人技能実習機構の役割というのは、とっても大きな役割を持つて誕生するわけですね。

ですから、例えば実地検査、それから監理団体許可制ということで、この許可制についても実習機構の権限の中にあるということになりますと、やっぱり本当にこれはこれからどういう運用をしていくかとすることが必要だと思います。現実的に検査ができるというふうに考えておられると思うんですけれども、やっぱりこれはかなり難しい体制

制を強いらされることになるんじやないか、それこそ実習生並みにここも大変な労働を強いられる企業の多い職場になってしまっては困ると思うんですね。やっぱりそれなりの体制を是非取つておいていただきたいというふうに思います。

お配りしたちょっと資料を見ていただきたいんです、カラーの、黄色のバックに書いてあります。これ、移住連というところが作った相関関係を示した図で、私見た途端にどつても分かりいいなどいうふうに思つたんです。技能実習生をめぐる問題つて本当にいろいろありますね、待遇の問題が中心で、送り出し、それから受け入れ、こうしたもののがこの図で一目瞭然だと思うんです。実習生、真ん中にいます。縦に点線が入っています。この左側は、外國です。右側は日本です。そして、関係する機関がそれぞれ書いてあります。

るなり、約束どおりに雇用を行つてゐるかということをチェックしていかなければならぬといふに思うんです。

この図の中で抜けてゐるのが今度新しくできる外国人技能実習機構だと思うんですが、これがまさにこうした国内のチェック機関であると同時に国外へのチェック機関になつていかなければならぬというふうに思つてゐるんです。この新しい機構は、送り出し機関に対しても、もし不正があつたり不都合があつた場合に何かする力というのを持っているるでしようか。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

外国人技能実習機構につきましては、法令の箇法な執行が行なわれてゐるかどうか、実習実施者において行なわれてゐるか、また監理団体が適正にその監査を行つてゐるか、そして先ほどの図面に

○真山勇一君 やつぱり、これまでのいろいろ出ている問題というのは、実習生の実態を聞くところがなかつたということも問題の一つじゃないか、というふうに思うんですね。

最後に金田大臣には是非お伺いしたいんですけども、周りのいろんな関係した機関については様々な規制ができたり、検査をするということができるんですけれども、実習生は実際に様々な問題、こつちへ来てみて分かつたことがあつたり困つたことがあるわけですね。そうしたところを訴えたくてなかなか訴えるところがない、どうか駆け込んでいく、そつしたことしか今できないからこそ、この修正案でもありますように、これからこの外国人技能実習機構は実習生からも様々な相談に応じて声を聞くということになつて

やはり問題なのは、一つはこの右側の国内の方、監理団体、この監理団体が十分な機能を果たしていないかった。そして、実習実施機関というのも、実習生を雇うに当たっての、これまでのこととでいって、どうも実務的な知識が不足していたのではないかということが言われる。その一方、左側の外国の方を見ると、送り出し機関、この送り出し機関にも問題があり、それから地方に行くと送り出し会社という更に小さな機構があるといふことですけれども、こうしたところにも問題がある。この図でやはり大事なのは、これ見ていたときの、契約という矢印見てください、契約。実習生を雇ふでこんなにいろんな契約がそれをされている。この契約が本当に守られているのかどうかといふのは、大変問題だと思うんですね。実習生真ん中にいて、本当にこれ、いい、何というんですかね、言い方は悪いですけれども、こうした周りのどうか、これからつまり守られるのかどうかといふことが、ちょっとしまようような、そんな感じもするわけです。ですから、実習生自身の問題を解決するためには、外国でいえば送り出し会社、送り出し機関、それから国内でいえば監理団体、実習実施機関、こうしたものに對してしっかりと検査をす

この図の中でも抜けているのが今度新しくできる外国人技能実習機構だと思うんですが、これがまさにこうした国内のチェック機関であると同時に国外へのチェック機関になつていかなければならぬというふうに思つてゐるんです。この新しい機構は、送り出し機関に対しても、もし不正があつたり不都合があつた場合に何かする力というのを持っているんでしょうか。

○政府参考人(井上宏基君) お答えいたします。

外国人技能実習機構につきましては、法令の適法な執行が行われてゐるかどうか、実習実施者において行われてゐるか、また監理団体が適正にその監査を行つてゐるか、そして先ほどの図面にありましたように、そもそも送り出し機関との関係でどのような契約が行われてゐるかどうか等につきまして調査を行うことができるわけでございまます。

ただ、その調査のやり方にいたしましては、機構が全て行うというわけではなく、例えば先ほど申し上げました法務、厚労の合同有識者懇談会の報告書では、送り出し機関と技能実習生との間の契約というのは特に厳しくチェックする必要が大事などあることなどということでありまして、監理団体は送り出し機関と実習生との間で保証金や違約金の契約を行わないことを送り出し機関との間で契約上明らかにしておきなさいと、そのような方針を定めるとか、あるいは実習実施者は実習生本人から送り出し機関との間でそのような不正な約束がないかどうかをこれ書面で確認するようにならぬといふなどして可能な範囲で送り出し機関についての調査も行っていくということになるわけでございまます。

そのようなことがきちんと行われてゐるかどうかということにつきまして、機構は、検査の機会等を捉えまして、書面あるいは関係者から聴取するなどして可能な範囲で送り出し機関についての調査も行っていくということになるわけでございまます。

○真山勇一君 やっぱり、これまでのいろいろ出ている問題というのは、実習生の実態を聞くところがなかつたということも問題の一つじゃないか、というふうに思うんですね。

最後に金田大臣には是非お伺いしたいんですけども、周りのいろんな関係した機関については様々な規制ができたり、検査をするということができるんですけれども、実習生は実際に様々な問題、こつちへ来てみて分かつたことがあつたり困つたことがあるわけですね。そうしたところを訴えたくてなかなか訴えるところがない、どうか駆け込んでいく、そうしたことしか今までからこそ、この修正案でもありますように、これからこの外国人技能実習機構は実習生からも様々な相談に応じて声を聞くということになります。これが物すごく大事なことだと田舎うんですよ、やっぱり駆け込むところがあると思う。

これについて、やはりこの新しい機構、大事なことだと思うんです、これに対する大臣の考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(金田勝年君) ただいままでの委員の御指摘、御質問は非常に私も理解をいたしておりますところであります。非常に質疑の中で今まで考へてていることがはつきり、おかげさまでさせていただいたなというふうに思つております。

そういう前提の下で、技能実習生の労働時間の適正化とか、適切な技能実習計画に従つた技能監督体制を強化していくくことに加えまして、技能実習生が相談できる体制を構築することが非常に重要だというふうに私も考えております。

現在御審議をいただいている法案に基づいて管理監督体制を強化していくくことに加えまして、相談体制をしっかりと整備するなど一層の適正化に努めていかなければいけないと、このよう考へております。

○真山勇一君 ありがとうございました。終わります。

○佐々木さやか君 公明党的佐々木さやかです。今日の議論の中心的なものは、やはりこの技能実習制度の本来の趣旨、これをどう実現をしていくかということではないかというふうに思つております。

この技能実習制度というのは、海外から日本に実習生として来ていただいて、日本が世界に誇るべき様々な技術があるわけですから、そうした技術を一定期間の間、働きながら学んでいただけて、それを身に付けた上で母国に帰つていただいてその国の産業発展に寄与をする、そういう人材を日本として育てていこうと、それを国際貢献の一つとして行つていこうと、こういう制度なわけでございます。実際に、そうした趣旨にのつとて十分理解の上でやつていただいている実習実施者、また関係者もいるというふうに私は認識しております。

ですので、そうした良い例についても光を当てていきますが、しかしながら、課題、問題が多くあることは事実でございますので、その適正化をどう行つていいか、これを是非今回の法律によって実現をしていきたいと、こう思つております。

この技能実習制度というのは、平成五年に制度ができたと。その後の入管法の改正によって技能実習の在留資格が創設をされまして、現行の制度となつております。その後、様々な課題が指摘される中で今回この法案の提出となつたわけでございますけれども、まず最初に、大臣に趣旨説明もしていただきたいところではござりますけれども、この法律案提出の背景、また経緯について改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(金田勝年君) ただいま委員がお述べになられましたとおり、これまでの経緯のお話を、そしてその趣旨をお話をいただいたとおりだとうふうに思つております。

加えまして、私の方から申し上げるといつますれば、技能実習制度は、趣旨説明でも申し上げたかと思うんですけれども、開発途上地域等への技能等の移転を図つて、その経済発展を担う人び

くりに協力をすることを目的とする制度であります。我が国の国際貢献において重要な役割を果たすというものなんですか、一部で制度の趣旨が労働力の確保策と誤解をされ、法令違反等の問題事案が生じているのも事実であります。この点を捉えて制度自体を批判する意見もあるわけであります。

御指摘のとおり、これまでも、平成二十一年の入管法改正を含めまして、不適正な運用を是正すべく制度の見直しを行つてきたところなんですが、それでも、これまでのように入出国管理制度の中での技能実習生の在留管理を通じて適正化を図るという方法では、受入れ機関に対する間接的な規制にとどまるわけでありまして、技能実習制度全体の根本的な適正確保策としては限界があつたと、このように考へております。

そこで、平成二十一年改正法の附帯決議も踏まえまして、本法案において、監理団体や実習実施者を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築をしまして管理監督体制の強化を図るとともに、技能実習生の保護も強化をすることにしたるものであります。

○佐々木さやか君 今大臣からも御説明いただきましたけれども、今回のこの技能実習制度に関する法案のポイントというのは大きく二つあるかと思います。

一つは、技能実習制度の適正化を図つていくと、仮にも人権侵害と言われるような事態が起こること、いうことは本来許されないことでございまして、この適正化を実現していく、これが非常に重要なことがあります。

この監理団体が本来の役割を果たすようにするために、この法案では監理団体の許可制の導入とすることが新たに行われますけれども、この許可制という方法を取ることの趣旨、またこれによつてどういう効果が見込まれるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えをいたします。

監理団体につきましては、複数の実習実施者を傘下に置き、それらを指揮監督するという立場でますけれども、その上で、例えば技能実習生を送り出してくる国のニーズをきちんと把握をした上で、また技能実習生の方々の希望だつたりそうしたことなどをかなえていくようとに、こういう観点で拡充をしていくと。先ほど申し上げたとおり、この技能実習制度の趣旨をきちんと理解をして技能実習生のためにということをやつてくださつて技能実習生のためにといふこと

いる日本の実習機関ないし関係者の皆さんもいるわけですから、やはりそこについて光を当てながらこの制度を充実したものにしていくと。このボイントが大きく二つあるかと思います。

まず、この適正化というところについて伺いますけれども、適正化のために今回の法案には様々な制度の改正が盛り込まれております。まず一つ目として監理団体についてお伺いしますけれども、監理団体というのはこの技能実習制度において非常に重要な役割を果たしております。技能実習を実際に実施するのは企業などの実習実施機関でありますけれども、その実習実施がきちんと適正に行われているかと、これをこの監理団体の方で把握をして確認すると、また適宣指導すると、こういうことを役割としているわけでござります。

ただ、問題として指摘をされているのが、いわゆるそういう技能実習生に対する不当な労働環境、また人権侵害ともいべき行為、こういったことが団体監理型の受入れの技能実習でも多く指摘されていると。ですので、ここにどうやって適正化を実現していくかということが重要でござります。

この監理団体が本来の役割を果たすようにするために、この法案では監理団体の許可制の導入とすることが新たに行われますけれども、この許可制という方法を取ることの趣旨、またこれによつてどういう効果が見込まれるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○佐々木さやか君 この監理団体の許可についてはガバナンスの強化と中立性の確保ということが重要であります。そのためには、監理団体に外部役員又は外部監査を導入する、これも重要でございまますし、その場合には送り出し機関ですとか、またプローカーを含めた監理団体と利害関係を有するような者は排除をしていくと、こういうことも重要だと思います。

この監理団体の許可については法案の二十五条に要件が定められておりますけれども、この許可基準というものはこれまでの現行の制度とどのよう違つて適正化を確保していくのかということを伺いたいと思います。

特に、この二千五百条の二号になりますけれども、これは監理事業を主務省令で定める基準に従つて適正に行うに足りる能力を有するものであることを、また三号には監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであることと、このように書いてあります。これは、これを読むだけ

では抽象的で一見して明らかではないわけですが、それでも、こういった要件というのは具体的にどの

○政府参考人(宮野甚一君) お答えをいたします。

しておられますけれども、実習実施者についてはどうして届出制にとどまるのか。  
また、この届出制ですけれども、どういう場合に届出をさせるのか、そういうた内容と、その届出制の導入によって期待される効果、この辺りについて御説明をお願いします。

又は著しく不当な行為をした者、これは欠格事由に当たるという定めがござります。この八号の要件というのはやはり重要なものでありますので、特にこれはきちんと調査をして、適正な技能実習がされているかどうか、これをの認定を通じて判断をしていただきたいと思います。

技能実習制度に関する不正行為、また労働関係法令違反についてどのように実態を認識しているのか、またその要因というのはどういうところにあるとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（井上宏君） お答えいたします。

不正行為の実態に関するお尋ねでございまし

新制度における監理団体の許可要件でございま  
すけれども、これは現行の入管法令で定められた  
要件を踏まえつつ、新たに本法の目的を達成する  
観点から、外部役員、外部監査役等の新たな要件  
を導入するということを想定しております。具  
体的な基準については、今後、法案の成立後詳細  
に検討していくこととしております。

さらに、監理事業を健全に遂行するに足りる財  
監査の実施、技能実習生からの相談への適切な対  
応を行うに足りる体制の構築等を求める想を想  
定しております。

産的基礎でござりますけれども、これにつきましては監理事業を継続的に遂行するに支障のない財産的基礎を有することを貸借対照表の提出を求めること等により確認することを想定をしておりま  
す。

○佐々木さやか君監理団体については労働関係法令で直接の規制ができない。ですので、この法律によってしっかりと適正を確保していかなければなりません。この許可基準というのは非常に重要なものだと思いますので、具体的な内容についてきちんと適正化を確保できるよう内容を確定していくといった感じです。

次に、実習実施者についてですけれども、この実習実施者というのは、実際にそこで技能実習生の方々が働くわけですので、この実習実施者の適正を確保するということは、極めて実習の適正な実施、また実習生の保護に直結をするものであつて、重要なものであると思います。この実習実施者については、今回の法案では届出制を導入をするとしております。監理団体については許可制に

○政府参考人(宮野甚一君) お答えいたします。  
まず、実習実施者について届出制にどどまる理由でございますけれども、これは、実習計画そのものを認定、それによりまして、実習の内容については実習実施者の体制も含めまして計画の認定の時点で確認をすると、ということで、実習実施者につきましては届出制という形にしておるものでござります。

この欠格事由について、どのように調査をして確実に判断をしていくのかと、この点について伺いたいと思います。

た。平成二十七年におきまして、入国管理局が不正行為の通知を行った類型別の件数は合計三百七十余件でございますが、その類型といたしましては、賃金等の不払が百三十八件と最も多く、次いで偽変造文書等の行使、提供、これが六十二件、技能実習計画とのそご、これが三十九件と続いてござります。賃金等の不払以外にもその他の労働関係法令違反といふものがございまして、それが三十五件ございますので、両者を合わせますと百七十三件と、全体の約四七%が賃金不払を含む労働関係法令違反となることになるわけでございます。

これらの不正行為が発生する要因は多々あると思いますが、そのうち一つとしては、一部に制度の趣旨を十分に理解せず技能実習生を低賃金労働

この確認に当たりましては、まず申請者に欠格事由に該当しないことを明らかにさせるほか、疑いがある場合には関係行政機関に照会することにより適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

も、そもそも技能実習制度の本来の趣旨に反して、低賃金の下で過酷な労働環境に置かれている、様々な権利侵害を受けている、こういう悲痛な声があると。これをしっかりと政府としても把握をして、法務省、厚労省も適切に、この法律制定をこの議論を機会に本気で取り組んでいただきたいと思います。

るとともに、今後とも、技能実習生の適正な労働条件の確保に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 この制度の趣旨を十分に理解をしていない、また労働関係法令含めて法令の理解が不十分であると、こういう要因に基づくものだという説明がございました。じゃ、それを今回の法律でどのように是正をしていくのかということを聞かれています。

今回の法律案では、これまで労働省基本方針、また法務省指針などで記載されているにすぎなかつた技能実習制度の目的、また基本理念というものを見第一條で明らかにしております。法律上明記をするという改正ということがなされているわけであります。

しかしながら、それだけで十分かというところがありますので、労働力の需給の調整の手段、そのように行われてはならないと、この基本理念の全うのためにいろいろな、先ほど申し上げたような、監理団体の許可制、実施者の届出制、その他計画の認定の制度も含めて様々な制度の改正が盛り込まれると理解しておりますけれども、具体的にはどのような措置を講じているのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) 技能実習制度が技能移転による国際貢献という制度の趣旨に沿って行われるようにするためには、あらかじめ技能の修得の到達目標を明確にした上、適切な技能実習計画を立て、適切な環境の下で段階的かつ計画的に実習を進める必要がございます。

そこで、技能実習法では、技能実習生ごとに、かつ一号から三号までの段階ごとに、実習実施者が作成した技能実習計画につきまして、外国人技能実習機構がその適否を審査して認定する仕組みを設けております。そして、実習実施者が認定された技能実習計画に従って技能実習を実施しない場合には、改善命令でございますとか技能実習計画の認定の取消しの対象としてございいます。

ます。

また、技能実習の効果が上がっているかどうかをきちんと把握することが重要でございますところ、この法案では一号から三号までの各段階の修了時に段階に応じた技能評価を義務付けること

をしておりまして、これによって技能実習生が技能等を適切に修得しているかどうかを評価することとしております。この点、現行制度では一号、二号で終わるわけでございますが、技能実習の二号を終えて帰国する前の技能検定等の受験につきまして、これは勧奨はしておりますが余り定着していないのが現状でございました。新制度では、技能評価を確実に行うこととして、帰国直前の段階でも確実に技能のレベルアップが図れるようになります。

さらに、技能評価試験の合格率を技能実習三号の実施等が認められる優良な機関の判断要素の一つとすることによりまして、合格率向上へのインセンティブを高めることも考えているところでございます。

○佐々木さやか君 今説明があつたような制度の内容というのは、主に国内で技能実習が適正に行われているかどうか、これを確認するためのものではないかなと思います。

先ほども、人権侵害のようなことが行われる要因というのはどこにあるかということについては、国内の実習実施者、また監理団体、そういうふたところが法令の趣旨をきちんと分かつていいないでござります。

○佐々木さやか君 この送り出し機関というのではなく、技能実習生が帰国した後もこの技能実習生に影響を与えるものであります。やはりこの問題というのは、本会議や今日の審議の中でも指摘がありましたが、たれども、やはりこの様々な人権侵害の背景にあつたけれども、送り出し機関というところが技能実習制度の適正化を実現するためには避けては通りない課題でありますので、今後ともしっかりと検討又は議論をしていかなければならぬと思いま

ます。

時間が限られているのでちょっと次の質問を飛ばしますが、この送り出し機関の問題とも関係しますけれども、強制帰国の問題、これも非常に重いです。この部分にしっかりと適正化のメスを入れていかなければならぬと思いますけれども、この問題についてはどのように適正化を図つていらっしゃるのか、伺います。

○政府参考人(井上宏君) 御指摘の送り出し機関による保証金でありますとか違約金契約等の問題局等が調査して実態を解明するのは容易なことでございません。特に、外国に所在する機関に対しては直接に権限行使をすることはなかなか困難でございますので、不適正な送り出し機関を確定してござりますので、保証金徴収等の不正が疑われたとしても、その事実を我が国の地方入国管理局等が調査して実態を解明するには容易なことでございません。特に、外國に所在する機関に対しては直接に権限行使をすることはなかなか困難でございます。

そこで、各送り出し国との間で取決めを作成いたしまして、各送り出し国政府において自国の送り出し機関の適格性を個別に審査し、保証金の徴収等を行うような不適切な送り出し機関を排除し、適正な者のみを認定する仕組みに順次移行してまいりたいと考えております。その上では、保証金徴収等の端緒が得られた場合には、送り出し機関への調査や指導監督を依頼し、不正が認められれば送り出し国政府において認定を取り消してもらうというような形で、不適切な送り出し機関を確実に排除するような仕組みにしてまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 この送り出し機関といふことは、技能実習生が帰国した後もこの技能実習生に影響を与えるものであります。やはりこの問題

であります。実際にも訴訟になつたりとか、そういうケースもございますし、本人の意思をどう確認するかということも非常に難しい問題はあります

が、やはりその技能実習生の、まあなかなか本人の意思で自発的に帰国するというケースがどれぐらいいあるのかなと、私、個人的には疑問に思つておりますけれども、そうした強制帰国という問題

を適正化のためにどのように行っていくのかと。これについても、この法律で解決するに当たつては非常に複雑な背景事情がありますので、容易な問題ではないかもしれませんけれども、やはりどのよう取り組んでいくのかということを伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君)

いわゆる強制帰国に対する本法案での取組について御説明を申し上げます。

まず、強制帰国と言われるものはどういう実態かといいますと、これは実習実施者が技能実習生の意思に反して技能実習を打ち切つて帰国させることなどを指すのだと思われますが、そういたしますと、技能実習計画を一方的に打ち切るわけござりますので、技能実習計画に従つて技能実習を行わせていないということになります。全く基本的な技能実習計画の違反でございまして、これは技能実習計画認定の取消しの事由に当たります。認定を取り消すと、当該技能実習実施者は以後五年間は新たな認定が受けられないという欠格事由に該当することになります。

次に、監理団体にどのような関わりがあるかと

いう点でございますが、監理団体もこのいわゆる強制帰国に関与する場合がございまして、そのよ

うな場合には、やはり技能実習計画に従つた実習

監理を行つといふ監理団体の義務に違反したことになりますので、監理事業の許可の取消し事由に



か、伺います。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えをいたしました。

まず、現行制度におきまして技能実習の対象となる職種につきましては、業所管省庁の同意の下、同一の作業の反復のみではないこと、送り出し国の一ヶ所に合致すること、実習の成果を評価できる公的評価システムがあることといった要件を満たした場合に、厚生労働大臣の公示により定めております。また、職種の追加に当たりましては、作業内容、送り出し国のニーズ、試験システムの適格性等について、専門的、実務的な知見を有する外部有識者の意見を聞くこととしております。なお、新制度におきましては、同様の要件を踏襲しつつ、対象の職種につきましては省令で規定をするということとしております。

また、介護についてでございます。

技能実習制度への介護職種の追加につきましては、産業競争力の強化に関する実行計画二〇一五年版等におきまして、「質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行なう」としております。

この点、厚生労働省におきまして開催をいたしました外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会におきまして、介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること、外国人について日本人と同様に適切な待遇を確保し、日本人労働者の待遇、労働環境の改善の努力が損なわれないようになること、介護サービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようになりますことに対応することが必要であり、これに対応した具体的な制度設計の考え方が示されております。

今後、このような考え方に基づき、介護職種の追加に向け、更に具体的な制度設計を進め、様々な懸念や介護サービスの特性に基づく要請に対応

してまいりたいと考えております。

○佐々木さやか君 今お話をありましたとおり、様々な懸念、心配のお声も寄せられているのは事実でございます。これからも議論を続けていくとともに、一つの作業の反復のみではないこと、実習の成果を評価できる公的評価システムがあることといった要件を満たした場合に、厚生労働大臣の公示により定めております。

また、職種の追加に当たりましては、

作業内容、送り出し国のニーズ、試験システムの適格性等について、専門的、実務的な知見を有する外部有識者の意見を聞くこととしております。

なお、新制度におきましては、同様の要件を踏襲しつつ、対象の職種につきましては省令で規定をするということとしております。

また、介護についてでございます。

技能実習制度への介護職種の追加につきましては、産業競争力の強化に関する実行計画二〇一五年版等におきまして、「質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行なう」としております。

術的分野の活動と評価することが可能と認められたことから、今回、介護福祉士の国家資格を取得した者を対象とする新しい在留資格を創設することとしたものでございます。

○佐々木さやか君 この在留資格における介護とは、技能実習生の場合はまさに学びに来ている時間で、出入国管理難民認定法の改正について伺います。

この出入国管理難民認定法の改正として、在留資格として介護を創設する改正案となつております。すけれども、この在留資格における介護というのは、今申し上げたような技能実習とは違う形で日本で介護の仕事に就くということでありますけれども、この出入国管理難民認定法において在留資格「介護」を創設するこの趣旨についてはどういうことなのか、伺います。

○佐々木さやか君 この出入国管理難民認定法の改正として、在留資格として介護を創設する改正案として介護を創設する改正案となつております。すけれども、この在留資格における介護というのは、今申し上げたような技能実習とは違う形で日本で勉強をしてプロとしての資格を取つて、その後に働く段階ということで、同じ介護であります。

いわゆる、この在留資格を取つて、そのまま勤めますけれども、在留資格の場合は、既に日本人の介護の現場で働く方々の待遇改善といふいえども、この在留資格を取つて、その後に働く段階で、同じ介護であります。

いざんしても、この介護の仕事というのは、日本の介護の現場で働く方々の待遇改善といふいえども、この在留資格を取つて、そのまま勤めます。

日本人の介護の現場で働く方々の待遇改善といふいえども、この在留資格を取つて、そのまま勤めます。

まず、背景及び趣旨について御説明いたします。

まず、背景の一つとして、高齢化の進行等に伴い介護のニーズが多様化・高度化しております。対象者の心身の状況に合わせた自立支援の観点を踏まえた介護が求められるなど、質の高い介護に対するニーズが高まっているということが一つございます。

○政府参考人(井上宏君) 今回拡充する在留資格の取消し事由の新設の趣旨について伺ながれました。

○政府参考人(井上宏君) ご存じ事由の新設の趣旨について最後に伺ながれました。

○政府参考人(井上宏君) 仁比聰平君

まず、技能実習生を食い物にしてきたプロの排除についてお尋ねをいたします。

まず、技能実習生を食い物にしてきたプロの排除についてお尋ねをいたします。

まず、技能実習生を食い物にしてきたプロの排除についてお尋ねをいたします。

まず、技能実習生を食い物にしてきたプロの排除についてお尋ねをいたします。

まず、技能実習生を食い物にしてきたプロの排除についてお尋ねをいたします。

まず、技能実習生を食い物にしてきたプロの排除についてお尋ねをいたします。

に当初の申告内容から変質して在留資格が形骸化しており、在留資格制度の適正な管理の観点からもやや当該在留資格を与え続けておくのが適当でないと認められることから、三ヶ月の経過を待たずに在留資格の取消しを可能とする、そのような取消し事由を加えることとしたところでございます。

○佐々木さやか君 これについては、技能実習生の方が不当な労働環境に置かれていて人権侵害を受けたりでありますとか、また難民申請を真摯に行なうとしている方、こういった方たちについて正当な理由があるかないかというところを認定する、その運用がまた一つ問題になつてくると思いますので、適正な運用を行つていただくよう命を押して、質問とさせていただきます。

以上で終わります。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございます。

まず、技能実習生を食い物にしてきたプロの排除についてお尋ねをいたします。

新制度におきましては、新たに技能実習を受け入れようとする場合には、本法案における監理団体の許可でござりますとか技能実習計画の認定を受ける必要があります。そのため、新制度の許可や認定の基準を満たさなければならなくなることになります。さらに、これらの実習実施機関や監理団体が実際に技能実習生を受け入れることになれば、新制度における監理、すなわち外国人技能実習機構や主務大臣の権限の下での監理の下に置かれるということになるわけでございます。

なお從来、現行法の下で例えば不正行為を行つて受け入れ停止を受けているような場合はどうなるかといいますと、これらの者が新制度に移行されるとしましても、その場合には、不正行為をして、不正又は著しく不正な行為を過去五年以内にした者といふようなものに該当いたしますので、監理団体の許可や技能実習計画の認定を受けられないということになります。

このように、既存の実習実施機関や監理団体も新制度の基準や欠格事由の適用により適正化されしていくこととなると考えております。

○仁比聰平君 いや、何をそんな机の上の計算のように話をしているのかと。

午前中も議論があつたと思うんですけれども、三百三十人の体制で、何しろ実習実施機関で三万五千ですよ、監理団体が千九百ですよ。技能実習計画というのは実習生一人について審査するわけですから、それは新しく入つてくる実習生について新法が適正化という内容でチェックをするんでしょう。だけれども、現に二十万人を超える実習生が働いている、その多くが失踪を強いられるところにまで追い詰められている、これを三百三十人でどうやって適正化していくというのかと。私は、どんでもない認識を今示されていると思うんですよ。どんでもない前提に立つていて。新法は、今申し上げているような、現在動いている現場に対しても適用はされないわけです。これから新しい実習生を受け入れようとするときには、許可制だつたり認定だつたりというのがこ

れ順繕りに働いて適正化されていくと、そういうふうにおっしゃるわけですけれども、本当にそうですが私は今日お尋ねしたいんです。つまり、現行制度で入国管理局によつて不正行為認定をされた受け入れ機関が実際に新たな実習生の受け入れを行つてあるということが現実なんですよ。

具体的に伺いますが、昨年不正行為認定を受けた実習生の受け入れ停止の処分を受けている監理団体、ウイルユニオンという団体があります。愛知県労連に駆け込んできたベトナム人技能実習生のタン君という方がいて、入管の対応を求めてきたわけです。実は、このウイルユニオンというのは監理団体とは全く名ばかりで、実際の受け入れは教文という別の法人が全て取り仕切つてしましました。このベトナム人実習生は、母國で交わした雇用契約書には実習する職種は溶接というふうになつていて、日本に連れてこられて働かされたのは鉄筋施工を中心とした建設現場なんですね。母國の話とは全く違う労働条件、劣悪な労働条件で労働を強いた結果、失踪をせざるを得なくなつてしまつたわけです。この教文という別の法人は、このタン君に関わつても報奨金名目での手数料をプローカーに払つて実習生の実際上の監理をさせると、こうした不正行為の数々を行つてきたわけです。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

個別具体的な事案についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論として申上げますと、入国管理局におきましては技能実習生の入国審査をくぐり抜けて、昨年何しろ不正行為認定されたんですから、今年受け入れられるわけがないじゃないですか。そこが受け入れている。

つまり、不正行為認定を受けた団体の役員が、新たな受け入れに当たつて、法人登記上にあるいは入管の申請書類上、その新しい団体の役員だというふうに名前が出ていればそれは分かるだろうと思ひますよ。形式上のチェックはできるでしよう。だけれども、今現在の入管の現場の審査体制、これはもう極めて少人数で、多数の監理団体、実習実習機関を相手にして苦闘しておられる私は思ふんですけれども、今の体制の下で、表に出でない、今申し上げているようなくなり抜けていくふうとする悪質な手口を現実には見抜けないでいるわけですよ。これ、一体これからどうやつて見抜

れ順繕りに働いて適正化されていくと、そういうふうにおっしゃるわけですけれども、本当にそうですが私は今日お尋ねしたいんです。つまり、現行制度で入国管理局によつて不正行為認定をされた受け入れ機関が実際に新たな実習生の受け入れを行つてあるということが現実なんですよ。

○仁比聰平君 個別の事案には答えられないといふふうにおっしゃるんだけれども、現に昨年不正行為認定をしておられるわけです。実習計画とのそごだけをおっしゃつたので、それならあえてお尋ねしますけれども、局長、名ばかりの監理団体、つまり監理団体として受け入れるというふうに手続の上のプレーイーでありながら実際には監理業務を全く行わない、これが自体がプローカー行為の温床になつてきました。これは不正であつて、そうしたプローカーに対して報奨金名目で金錢を渡す、これ出どころというのは当然あるわけですよ。監理業務が非営利どころか営利を目的として、この実習制度を食い物にしているからこそ、そこから原資が出てきて、そういう不正なやからに金錢を渡すわけでしょう。これ不正じゃありませんか。

○政府参考人(井上宏君) また一般的なお話をさせていただかざるを得ないのでですが、監理団体としての実態が全くないような場合におきましては、これは監理の体制が十分に構築できていないという不正行為が現状用意されておりますので、それに当たることがになり得るかなと思っています。

○仁比聰平君まあ本当にこういう力がこもらない答弁ぶりで、悪辣なプローカーを排除できるのかと。私はもうこのプローカーを排除するという構えはつきりさせなきやいけないと思ひますけれども、いざれにしろ、こうした不正行為を当該法人は行つてきたわけですね。

ところが、そのウイルユニオンという監理団体の理事長、Tという名前にしておきますが、首都圏コンストラクト協同組合中国支部という名前で、不正行為認定を受けたウイルユニオンの二階

いていくというんですか。

○政府参考人(井上宏君)　ただいま御指摘いただきましたように、現在の入管法の枠組みでは、新しい団体の役員等に名義が出てまいらない場合には不正行為として認定することにも限界がある状況でございますが、その点につきましては、新法におきましては、欠格事由の規定の中で、名目上の役員にとどまらず、これらに準ずる者として、名称のいかんを問わず、法人に対し業務を執行する役員等に準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者も欠格事由の対象としているところでございます。そういう意味で、枠組みとしては、よりきちんと整備をさせていただきたいところでございます。準ずる者であるという実態をどうやって見抜くのかというお尋ねであると思います。

その点につきましては、実際上は、まずは監理事業の許可の判断の際、物事の順番でいきますと、監理団体はまず監理事業の許可を受けに参りますので、その許可の判断を、審査をする段階での調査を厳密に綿密に行えるようにする必要があるということをございます。

そこで、現行法より一つまた枠組みとして進歩するのは、外国人技能実習機構という法人を設立いたしまして、そこで関連する事実の調査等を一元的に行います。また、技能実習生の保護の業務のようなものを行わせますので、様々な情報が技能実習機構に集約されるという構造になりますので、そこに集まつた情報をうまく収集し分析し、それを的確に審査に適用して、適正な判断をしていくようにしてまいりたいと考えております。

○仁比聰平君　大臣、聞いていらっしゃってどうですか。幾ら役員と同等以上の支配力を有しているかという実質的な概念で臨んでいくんだというふうにおっしゃつても、現実に今の入管の下で審査をくぐり抜けているんですよ。在留資格が付与されているんですよ。結局、私が本会議場でも問題提起をさせていただいたブローカーが横行する

構造的問題、これを正さずに新しい機構をつくつても問題は解決しないんですよ。

大臣、本会議場で、例えばその一つの方策とし

ての二国間取決めについても、これが結ばれなく

てもその送り出し国からこれまでどおり受け入れ

続けると御答弁されたじゃないですか。元が絶たれない。体制が、新機構できるといったて三百

三十人でしよう。ここで、概念は実質的な概念にしますとおっしゃつたて、見抜くことができない

いということになれば、これまでのように法人名や代表者名などを変えて申請すれば実際にパス

てくるということになるわけですね。経済産業大臣が本会議で調査を約束された岐阜県で長年にわたり不正が横行しているのも、不正行為が認定

をされたやからがすぐに名前を変えて実習生を受け入れてきたからです。

これ、大臣、こうした根本問題を正さずに、新しい機構をつくったからといって不正を排除することは私できないと思いますけれども、どう考えますか。

○国務大臣(金田勝年君)　委員の御指摘は、「同

等以上の支配力を有するものと認められる者を含む」という文言、これは法案の第十条の七号にございましたが、事業協同組合を例に取りますと、

おいて、役員という語の定義の中で用いられていますが、これは法典の第十二条の七号にございましたが、事業協同組合を例に取りますと、

正規の理事ではないが実質的に理事と同様又はそ

れ以上に組合の業務執行の決定に影響力を及ぼ

している者が、この同等以上の支配力を有するものと認められる者に当たるということになるわけ

ですね。こういう支配力を有しているかどうか、これは監理事業許可の判断の際に行う調査を通じて個々具体的に見極めていくことになるう。

例えば、お話を、局長からも申し上げましたが、

許可取消処分を受けた監理団体の業務を引き継ぐ

うとする者から監理事業の許可申請があつた際

に、許を取り消された監理団体の役員であった

集まる機構として、関係者からの、周りからの聴取、そういう情報の聴取によつて見極めていくと

いうのが考え方だと、このように認識をしており

ます。

○仁比聰平君　大臣、そうした御準備された御答

弁を述べるだけで本当にこの技能実習制度が抱えている根本問題を開けるのかと、真剣に考え

ていただきたいと思うんです。

私の手元には、今申し上げてあるのは、労

働組合に駆け込んで支援を求めてきてる実習生たちの本当に苦しい中からの事実の告発があるわ

けです。

本当に制度から不正をなくそうというふうに思

うんだったら、こうした実習生自らが権利の実

現のために声を上げる、その実習生が追い返されたりたらしくなりにされたりせずに、ちゃんとその告発が調査や処分につながっていく、実習生は

ちゃんと適正な実習先が確保できると、そういうふうにならなければ駄目だと思つんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(金田勝年君)　委員御指摘の視点とい

うのは私も理解しているつもりであります、技能

実習生の労働条件、労働時間、そういうたよ

うものは適正化のためには、やはり適切な技能実

習計画に従つた技能実習の適正な実施というものが確保されなければならないというふうに思つて

おりますし、その技能実習生が相談できる体制を構築していくことが何よりも重要であろうと、こ

ういうふうに考えております。

したがつて、現在御審議をいただいている

れる趣旨のお話もあつたんですけども、監理体制を適正化するということの一方での問題ですよかねないようなおっしゃり方をされたんですが、私が申し上げてるのは、これまで言葉の壁があつたり、あるいは監督実施機関、労基署だったり入管だったりの体制上の大変さもあつたりして、実習生が駆け込んで実際に追い返されたり、たらしくなりにされたりしてきているんですよ。

その下で、そうしたことがあつてはならぬ、だから今度の法案案でいえば申告権というのを付与するんだということになつていますよね。これまで監督実施機関に対する申告はできたんですけども、ちゃんと労働者として実習生のこの申告の権利を認めて、これをちゃんと調査や処分につなげていく、その中で実習生が新たな適正な実習先をちゃんと確保できるようにしていく、そういうことが本当に大事なんじゃありませんか。

○国務大臣(金田勝年君)　現在、入国時に地方の入国管理局において配付をいたしております技能実習生手帳というものがありますが、これには技能実習に従事します際に不可欠な労働関係法令あるいは社会保険に関する法律の内容、それらが技能実習生にも日本人と同様に適用されること、さらには行政相談窓口の案内等といったようなものも盛り込んであるわけであります。

この点、新しい制度に新しく設けられるその申告今おっしゃつた申告といったような取扱いは、委員御指摘のとおり、技能実習生の保護に不可欠な情報だと、こういうふうに思つております。

そのためには、この技能実習生手帳に掲載します内容については、御指摘の点を踏まえながら、より技能実習生の保護に資するものになりますように具体的な内容を検討してまいりたいと、このよう

に思つております。

○仁比聰平君　大臣に、実習生自らが権利を表現するという上で、その申告権を始めとした実習生

の権利を本当に大切にするべきだと、元々の根つこの趣旨をお尋ねしたいと思って繰り返し聞いているんですが、大臣、一言お答えいただけませんか。

○國務大臣(金田勝年君) やはり申告権が大事であると、それで、技能実習生からの相談、申告に応じる体制というものが非常に重要だと、こういふうに私は思っております。

○仁比聰平君 また更に議論をしたいと思いま

厚労省に、今の大臣がお答えになった点、具体的に伺いたいと思うんですけれども、申告権の保障について衆議院で随分な議論がありました。例えば、入国後の講習で労働法や実習生の権利についてしっかり学んでもらうべきである。あるいは、労基署や新機構に相談や申告ができるということ、これもちゃんと知つてもらわなきゃいかないと。加えて、申告をしたことで不利益取扱いはされないという今度明文規定もありますが、あるいは、与党の議員から、代理人による申告もできるではないかという確認もございました。また、強制帰国との関係では、実習継続が困難になつてそれがやむを得ないという事情が認められるなら、実習先を変更、今だつてできます。意に反して帰国を強制されることもありません。

そうした国会答弁や、指針も作られてきているんですけれども、こうした技能実習生の権利保護において極めて重要な事項をそれぞれの母国語で技能実習手帳にしっかりと明記して、手帳のここに書いてあるからねと、困つたとき、苦しいときにはここをちゃんと読んで、この連絡先に駆け込んできてくれたらちゃんと母国語で何の相談でも乗るからと、そうした説明を行つて実習生自身のものにしていくべきだと思つんですが、いかがですか。

○政府参考人(宮野甚一君) お答えをいたしま

会保険に関する法律の内容、それらが実習生にも日本人と同様に適用されるということ、さらには様々な相談窓口についても盛り込んであるところです。

これに加えまして、今先生から御指摘がありますように、代理人を通して申告ができるというようなこと、あるいは申告をしたことにより不利益取扱いがなされないようなど々につきましても、新たにやはり、それに加えまして新法で規定された内容のうち実習生の保護に不可欠な内容その他ございます。そういうようなものについても新たな技能実習手帳に掲載するということで考えて、私どもとしても検討しているところでございます。

○仁比聰平君 その代理人になつてくれる人といふので、例え法テラスだとか単位弁護士会とか、あるいは行政書士会だとかいうこともあるかもしませんが、そういう支援可能な人なんかの紹介もこれ書くことも検討していただければどう思いますし、母国語といったって、例えミャンマーから入ってきた人の言語というのはそぞろ書きになります。

簡単に対応できないんですよ。通訳の確保をどうするのかなど、体制の強化をしないと絵に描いた餅になると。このことは要望をしておきたいと思います。

ちょっと時間が迫つてしまいまして一つしか伺えないわけですから、そういう相談やあるいは申告をするためには、実習生自らが自分の技能実習計画というのがどんな内容なのかということを確認することができます。現実には、プローカーが出ていて人

とをちゃんと知つておかないとできませんよね。

この点、新しい制度におきましては、技能実習計画の認定の際に、技能実習生となるうとする者が技能実習計画に記載されている報酬、労働時間、従事すべき業務の内容などを確実に理解していることを確認する仕組みとすることを考えておるわけであります。これによって、技能実習生が計画の内容である労働条件や業務の内容を理解しないままに技能実習を行うことはないことを確実にしたいと。この細目については、具体的な認定の仕組みについては主務省令で定めてまいりたいと、

さうのように考えております。

○仁比聰平君 今日は終わります。

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりでございます。

本日は、外国人の技能実習に関する法律案、それから入管法改正法案につきまして御質問をさせさせていただきたいと思います。

この二法案が衆議院で可決されまして、いよいよ参議院でも議論されていくことになりました。

十年前ほど前には余り気にならなかつたこの

外国人の方々の数でそれとも御承知のとおり、最近ではもう多くの外国人の方々が国内で見かけ

恐怖になつて縛られていくわけですね。

したがつて、日本の労働者が事前に労働条件を明示されるのと同じように、母国で日本に来る前にちゃんと、どんな契約内容で、どういう実施計画で、どんなところに自分が実習するのか、そう

した計画がしつかりつかめるようにすべきではないかと思うんです。法案にはそうした条文はないんですけども、大臣、これどのようにお考えで

しますか。

○國務大臣(金田勝年君) 現行制度におきましては、実習実施機関と技能実習生との間には、締結された契約書のほかに、労働条件を技能実習生が理解したことを証するそういう文書の提出を求めております。

○仁比聰平君 その代理人になつてくれる人といふので、例え法テラスだとか単位弁護士会とか、あるいは行政書士会だとかいうこともあるかもしませんが、そういう支援可能な人なんかの紹介もこれ書くことも検討していただければどう思いますし、母国語といったって、例えミャンマーから入ってきた人の言語というのはそぞろ書きになります。

この点、新しい制度におきましては、技能実習計画の認定の際に、技能実習生となるうとする者が技能実習計画に記載されている報酬、労働時間、従事すべき業務の内容などを確実に理解していることを確認する仕組みとすることを考えておるわけであります。これによって、技能実習生が計画の内容である労働条件や業務の内容を理解しないままに技能実習を行うことはないことを確実にしたいと。この細目については、具体的な認定の仕組みについては主務省令で定めてまいりたいと、

さうのように考えております。

○仁比聰平君 今日は終わります。

○高木かおり君 日本維新の会の高木かおりでございます。

本日は、外国人の技能実習に関する法律案、それから入管法改正法案につきまして御質問をさせさせていただきたいと思います。

この二法案が衆議院で可決されまして、いよいよ参議院でも議論されていくことになりました。

十年前ほど前には余り気にならなかつたこの

外国人の方々の数でそれとも御承知のとおり、最近ではもう多くの外国人の方々が国内で見かけ

るようになりました。大半は適法に入国、そして

在留していると思われますけれども、中にはいろ

いな理由で不法就労者また偽装滞在者などが認められるということで、残念ながら、ごく僅かでございます。

犯罪に手を染めてしまうというような者もいるとされていますが、このような状況を是非とも改善して、この日本国内の治安を守るために、いかと思うんです。法案にはそうした条文はないんですけども、大臣、これどのようにお考えで

ますか。

○國務大臣(金田勝年君) 現行制度におきましては、実習実施機関、それから監理団体などの不正行為、それから労働関係法令違反などにより安価な労働力の確保の手段とされているということも指摘をされていっているところであります。また、技能実習生が厚遇を求めて逃亡してしまい、日本での就労を希望して難民申請、いわゆる偽装難民と言われておりますけれども、こういったことも新聞報道等で報道をしているところでございます。

その一方で、技能実習制度の現状に対しましては、実習実施機関、それから監理団体などの不正行為、それから労働関係法令違反などにより安価な労働力の確保の手段とされているということも指摘をされていっているところであります。また、技能実習生が厚遇を求めて逃亡してしまい、日本での就労を希望して難民申請、いわゆる偽装難民と言われておりますけれども、こういったことも新聞報道等で報道をしているところでございます。

もちろん、技能実習生が人権侵害等を受けた場合には、例え適切な実習先に移るのですとか、そういうことはもちろん認めていかなければならぬと考えておりますけれども、日本での不法就労をする目的で技能実習を利用する場合、こういった場合は技能等の移転を通じた国際貢献、こういった技能実習制度の目的を実現することができなければなりませんが、日本での不法就労をする目的で技能実習を利用する場合、こういった技能実習制度の適正化が図られるとともに、技能実習制度の利用が拡充されていくと説明されていることはきないため、そうした不法就労を見過ごすことは絶対にできません。

今回の技能実習法案、これが成立しますと、技能実習制度の適正化が図られるとともに、技能実習制度の利用が拡充されていくと説明されていることがあります。ただ、現状を踏まえれば、この不法就労対策を含めました技能実習制度の適正化を

取り上げられる、あるいはふるさとの田畠が担保として取り上げられてしまうと、そういうことが非常に重要だと午前







いるというのも実情だというふうに思います。

そういう中にあっても、私は、労働力の確保という話とこの技能実習制度といったような話というはきつちりと分けて考えるべきだというふうに思つております。今は、労働力をどのように確保するかという話の中で、外国人労働者の受け入れについても働き方改革の中で議論をされているところでもありますし、テーマの一つでもありますけれども、それはそれとして、きつちりと、技能の移転による国際貢献という技能実習制度の目的といふものをきつちり守った上で進めていくべきだというふうに考えております。

そういう意味では、国際貢献とする国といわゆる稼ぎたいと考えて実際に来ているところもあると思います。技能実習生の皆さんと、そして労働力として期待をしている受入れ企業、実習実施者、その三者の思惑というものがちょっと微妙にずれている中で、どのようにしてそれぞれの考え方を尊重しながらこの制度といふものをきつちりと進めていかかということが非常に重要なふうに思つております。

ネット等の反応等を見ますと、こういう話になるとすぐに移民政策だと労働力の確保のためのというような話が出てくるんですけれども、そういった声に耳を傾ける必要はあるかとは思いますが、あくまでこの制度の趣旨にのっとって、実習制度をすると拡充することで労働力を確保していくこうというような話にはならないように、是非とも留意をいただいた上で進めていただきたいというふうに思つております。

そういうことを踏まえて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、地元は、やっぱり秋田県というのは農業県でありまして、農業に対する期待というのもこの話に関しては大きくあります。その話については今後、ちょっといろいろと現場の話といふことでお話をさせていただければなと思つておりますけれども、まず初めにこの制度の意義について、今まで委員各位からさんざんお話をされておりま

したけれども、技能実習制度といふものは、労働力確保を目的とするものではなくて、技能移転を

通じた国際貢献という制度の趣旨に沿つて運用されるべきものと考えております。

改めて技能実習制度の目的について伺うとともに、この外国人労働者受け入れの議論との関係につけても法務省のお考えを伺います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたします。

技能実習制度の目的につきましては、委員御指摘のとおり開発途上国等への技能移転を通じた国際貢献でございまして、本法案には基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」と明記したことからも明らかのように、人手不足対策としての外国人労働者の受け入れとは別個の目的を有する制度であります。

技能実習制度につきましては、今回の法案により適正化を図りつつ、国際貢献というこの制度の目的に沿つたものとして今後とも活用していくべきものであり、外国人労働者の受け入れは技能実習制度の見直しとは別に議論されるべきものと考えております。

○中泉松司君 先ほども申し上げましたけれども、やはり労働力をいかにして確保するかという話というのは、非常にそれはそれで重要でありますし、様々議論や意見があります。けれども、今までこの制度の趣旨にのっとって、実習制度の見直しとは別に議論されるべきものと考

えます。

○中泉松司君 先ほども申し上げましたけれども、やはり労働力をいかにして確保するかという話というのは、非常にそれはそれで重要でありますし、様々議論や意見があります。けれども、今までこの制度の趣旨にのっとって、実習制度の見直しとは別に議論されるべきものと考

えます。

○中泉松司君 先ほども申し上げましたけれども、やはり労働力をいかにして確保するかという話というのは、非常にそれはそれで重要でありますし、様々議論や意見があります。けれども、今までこの制度の趣旨にのっとって、実習制度の見直しとは別に議論されるべきものと考

えます。

○中泉松司君 いい結果に結び付いた事例といふのを余りなかなか得ません。その都度その都度改正はされております。その都度改正はされておりますけれども、改正を重ねた上で現在に至つては、このところであります。七十四職種百三十三作業が平成二十八年四月一日現在で認められておりましたが、この技能実習制度、創立以来二十三年になりました。開発途上国の中には、この二十三年余りの間に目覚ましい経済発展を遂げたところが多く見られます。

この制度、国際貢献ということになりますので、この制度が途上国の経済発展に果たしてきた役割につきまして、具体的な事例を挙げまして御説明をさせていただきたいと思います。技能実習制度の趣旨に沿つて海外への技能移転が果たされた具体的な事例を二例御紹介をさせていただきたいと思います。

一つ目でございます。紡績運転の職種で技能実習を行つたベトナム人の技能実習生が、日本の織維メーカーで専門技術と作業工程の管理方法を身に付け、帰国後に技術系の管理職に復職をし、後輩たちの教育を任せられた例というのがござります。

二つ目の例といたしまして、農業関係の職種で技能実習を行いました中国人の技能実習生、日本

のイチゴ農家でイチゴ栽培の温室内管理や土壤改良等の技術を身に付け、帰国後に農業法人を立ち上げ、日本式の鉄骨製ビニールハウスを用いた高付

加価値作物の栽培に成功した事例、こうした事例がございます。

このように、技能実習制度は、技能移転による人づくりを通じまして、開発途上国等の経済発展に寄与しているものというふうに認識をしております。

○中泉松司君 そういう好事例といいますか、か目にする機会が少ないというのも実際のところだと思います。もちろんこれは、先ほど来お話をあるように二十万人以上の方が現在もいらっしゃいますし、様々な問題があることはもちろんあります。その問題から目を背けるという話では全くなくて、そういう問題は問題として受け止めながらも、きつちりとそういうものを変えていく部分に結び付いた事例といふものも同時に皆さんにお伝えをしていくということが、ひいては国民の、先ほど来申し上げていますけれども、この技能実習制度の持つイメージというものを変えていく部分にもつながるのではないかと。

これは、事実をねじ曲げて伝えろという意味で言つているのではなくて、そういうこともあるんだと。そして、相手国の発展にきちんとこの制度が寄与しているんだというところ、なかなか、ネット等で検索をしたり報道等を調べてみても、そういう話というのは少數なのが現状です。水増しろという話では全くありません。そうではなくて、きちんとこういうふうな、先ほどお述べいたいたいような結果につながっているというものは正確な形で伝えていくことも一方では大事なことだと思っております。

そういう意味では、是非とも、国際貢献のための制度でありますので、そこの国際貢献のためになってきたことが近隣国や途上国の発展につながつているんだという部分をしっかりとアピールといいますか、きちんと知つていただくということも大事だと思いますので、そこは是非よろしくお願いをしたいと思います。

その一方で、技能実習制度というのは、技能移

転というのは建前にすぎないという意見もあります。私も地元の方に、例えば、県議会議員をやらせていただいていましたので、秋田県の方にいるいると現状をお話を伺つても、実際のところ労働力として認知をされているので、そこに目を向けたままだというような御意見もいたいたりしました。そういうふたところは現実としてあるわけで、それが、技能移転のための制度である以上は、それほど、技能移転のための制度である以上は、来ていただいた技能実習生に技能を身に付けていたので、そこにはどうかといふことが大事だと思います。

現行では技能を修得しているかどうかといふことをどういうふうな格好で確認をされているのか、そしてまた、そこにはどのような問題があるのかについて見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏君) お答えいたしました。

現行法では、技能実習は一号が一年間、二号が二年間、合計三年間ということで行われております。技能実習一号から二号に移行する場合には、技能検定基礎二級の合格又はこれに相当する技能実習評価の要件とされておりますので、事実上、二号に移行する場合にはその受検が義務付けられており、そこで技能の修得状況が確認されております。

他方、技能実習の二号に移行しないで一号だけでやめてしまう方、あるいは、技能実習二号を修了した段階で帰国しようとする技能実習生に対しましては、技能実習計画書に記載された到達目標に関する技能評価を義務付けてはおらないことから、その修了段階での受検と、いうものが必ずしも十分に行われていない実情がござります。そのため技能実習生が修得等した技能等の評価が行われないまま帰国している。つまり、二号の二年間でどれだけのレベルアップが図られたかが十分に確認されないままになってしまっているというのが現状の問題点であると認識しております。

○中泉松司君 修得した技能を評価するところに課題があるというお話をありました。

先ほどの、果たしてきた役割、事例というものが現状の問題点であると認識しております。

にもちょっとつながるところがあるのかもしませんけれども、その後の評価というものがなかなかできていないというところが現行の問題なんだと思います。

そういうことで、この新しい制度において、先ほど述べられたような問題をどのようにして改善していくべきだといったところは現実としてあるわけで、それが、どのような方策を講じていかれるおつも、お伺いをいたします。

○政府参考人(井上宏君) 新しい制度におきましては、実習実施者が作成する技能実習計画につきまして、新たに設立される外国人技能実習機構が、技能等の修得等に資する内容となっているかなどその適否について、実習計画の適否について審査して認定する仕組みをつくるとともに、各段階の修了時における技能評価を義務付けることによりまして、到達目標に向けた計画的な技能等の修得が実効性のあるものとなるようにしてまいります。

○中泉松司君 ありがとうございます。

次に、不正行為、失踪等について少しお伺いをしたいと思います。

平成二十八年八月十六日、今年の八月十六日でありますけれども、厚生労働省が発表をした外国人人技能実習生の実習実施機関に対する平成二十七年の監督指導、送検の状況というものによりますと、労働基準関係法令違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した五千七百三十三事業者のうち三千六百九十五事業者に上ります。これは実施したうちの七一・四%に当たります。

その主な内容は、一つ目が違法な時間外労働など労働時間関係のものが全体の二三・六%で一番多くなっております、また二つ目として、安全措置が講じられていない機械を使用させていたなどの安全管理の不払残業など割増し賃金の支払関係一五%の金基準関係で二〇・八%、また三つ目として、賃金の不払残業など割増し賃金の支払関係一五%の順に多かったとされております。

こういった事例を含め、受け入れ機関から不適正な扱いを受けている技能実習生は、もちろんきちんととした形で保護されなければならないと考えます。先ほどの、果たしてきた役割、事例というものが現状の問題点であると認識しております。

○中泉松司君 修得した技能を評価するところに課題があるというお話をありました。

先ほどの、果たしてきた役割、事例というものが現状の問題点であると認識しております。

○政府参考人(井上宏君) 新しい制度において、先ほど述べられたような問題をどのようにして改善していくべきだといったところは現実としてあるわけで、それが、どのような方策を講じていかれるおつも、お伺いをいたします。

○政府参考人(井上宏君) 新しい制度におきましては、実習実施者が作成する技能実習計画につきましては、新たに設立される外国人技能実習機構が、技能等の修得等に資する内容となっているかなどその適否について、実習計画の適否について審査して認定する仕組みをつくるとともに、各段階の修了時における技能評価を義務付けることによりまして、到達目標に向けた計画的な技能等の修得が実効性のあるものとなるようにしてまいります。

○中泉松司君 ありがとうございます。

次に、不正行為、失踪等について少しお伺いをしたいと思います。

平成二十八年八月十六日、今年の八月十六日でありますけれども、厚生労働省が発表をした外国人人技能実習生の実習実施機関に対する平成二十七年の監督指導、送検の状況というものによりますと、労働基準関係法令違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した五千七百三十三事業者のうち三千六百九十五事業者に上ります。これは実施したうちの七一・四%に当たります。

その主な内容は、一つ目が違法な時間外労働など労働時間関係のものが全体の二三・六%で一番多くなっております、また二つ目として、安全措置が講じられていない機械を使用させていたなどの安全管理の不払残業など割増し賃金の支払関係一五%の金基準関係で二〇・八%、また三つ目として、賃金の不払残業など割増し賃金の支払関係一五%の順に多かったとされております。

まず、管理監督体制の強化ということでありますが、制度の趣旨を徹底するため監理団体の許可制、技能実習計画の認定制の枠組みを設けるとともに、外国人技能実習機構を創設して同機構に実習実施者及び監理団体の実地検査を行わせるなどを厳正な指導監督を行わせること、これが保護の枠組みの第一でございます。

二番目に、罰則の整備でございますが、技能実習生に対する労働関係法令の違反や人権侵害行為への対応といたしまして、本法案ではまず技能実習生に対する旅券や在留カードを保管した者を処罰する規定などを設けております。また、解雇その他の労働関係法上の不利益や財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外において通信、面談、外出を禁止する旨を告知した者を処罰する規定も設けることとしております。

また、暴行、脅迫等による労働の強制や、労働契約の不履行について違約金を定めるなどするこにつきましては、現在も労働基準法に罰則が設けられていますが、監理団体の役職員がこのようない行為を行った場合には適用されないために、監理団体の役職員も処罰できるよう労働基準法の規定に準じた罰則の整備をしてございます。

次の枠組みとして、法違反事実の主務大臣への申告の制度がございます。実習実施者や監理団体に法令に違反する事実がある場合には、技能実習生はその事実を主務大臣に申告することができるものとした上で、実習実施者や監理団体等は、この申告をしたことを理由として技能実習生に対し不利益な取扱いをしてはならないものとして、これに違反した場合の罰則も設けてございます。

最後に、相談支援体制の整備でございますが、提としての原因の把握でございますけれども、こ

す。先ほど来いろいろと議論がありましたけれども、今回の制度見直しにおいて技能実習生の保護についてはどのような策を講じておられるか、伺います。

以上でございます。

○中泉松司君 先ほど来ずっと議論がされていることありますけれども、きちんととした形で、今回整備を行うのであれば、現在の課題といふもの

がしっかりと解決されるものにならなければならぬんだと思います。これで十分かどうかという話はいろいろ意見はあるかと思いますけれども、少なくとも今のきちんとお話しされたことが実施を認められる場合には、実習先の変更支援等を行うことのできる体制を構築することを検討していくま

す。

実習実施者や監理団体によって権利を侵害された技能実習生を保護するため、外国人技能実習機構に技能実習生向けの母国語相談窓口を整備するとともに、実習実施者や監理団体による人権侵害が認められる場合には、実習先の変更支援等を行うことのできる体制を構築することを検討していくま

これまでに失踪した技能実習生や関係者から事情を聴取するなどして調査したところ、失踪の動機といたしましては、技能実習を出稼ぎ労働の機会と捉えて、より高い賃金を求めて失踪する者が多数あるということ、また、少數ではありますけれども、技能実習生に対する人権侵害行為等、受入側の不適正な取扱いによるものもあることが判明しております。

そこで、対策でございますが、まず現行制度におきましてどのようなことをしているかということになりますが、まず、失踪者を多數発生させている送り出し機関や監理団体等、そのような団体に係る技能実習生の受け入れの申請があつたときは、これは厳格に審査をしてござります。そして、実習実施者や監理団体に対しまして技能修得の意欲が認められる者を選抜するような指導をすることなどの対応をしておるところであります。

そこで、新制度では現行制度の対策に加えて何をするかということになりますが、まず、送り出し国との政府間取決めによりまして、送り出し国や送り出し機関による技能実習生に対する制度趣旨の周知徹底を求めるほか、高額な手数料等を徴収する送り出し機関を排除するということがござります。また、二番目に、審議中の入管法改正法案によりまして、技能実習生の逃亡にも対応できる新たな在留資格取消し事由を創設することとしてございます。また、三番目に、審議中の技能実習法案では、技能実習生に対する人権侵害の禁止規定や罰則、技能実習生からの相談受付体制の整備等も盛り込んで、受け入れ機関側の問題による失踪事案の原因を除去することとしております。

このようないくつかの対策を総合的に講じて失踪の減少に努めてまいりたいと考えております。

○中泉松司君 是非とも強化をしつかりしていただきたいというふうに思います。

その数が増えるというのはやっぱり非常に不気味なものでありまして、ただ一方で、全く不気味ではない話で、最近日本にお越しになる外国人観

光客も増えています。そういう中でありますと増しているところが一般的の方々にするとちょっと不安なイメージにつながる場合もあるかと思います。加えて、そういった不安につながるようなイメージといったものが、先ほど申し上げていますけれども、この制度に対するイメージというものにもつながるものかもしれません。  
そういう意味では、きちんとこの対策を講じていくということが何よりも肝要であるというふうに思います。是非ともこの最近急増している事柄に対してきっちりとした対応ができるようお願いをしたいと思います。

次に、冒頭申し上げましたけれども、いわゆる労働力の確保と外国人技能実習制度というのは違ふんだよという話ですけれども、じゃ、労働力をどのように確保していくのかという話についてちょっとお話をさせていただければなというふうに思つております。

我が国の労働力をいかにして確保していくかというの非常に大きい課題であります。ニッポン一億総活躍プランでは働き方改革を最大のチャレンジとしており、働き方改革実現会議でも、テレマの一つとして外国人の受け入れについてもつとすべきだということが提案をされています。そういう中で、この技能実習制度というものを更なる拡充をしていくことで労働力確保につなげるべきだという意見もあります。私もよく耳にします。耳にしますけれども、あくまでやっぱり、冒頭申し上げたように、私はそれは分けて考えるべきであるというふうに思います。

秋田県、農業県でありますけれども、実は農業で技能実習生を受け入れているという例はほとんど秋田県の場合はありません。これは伺うと、米どころであれば特にそうなんですかけれども、実際のところ、稲作を中心の農業をやっている地域ではこの技能実習制度というのはうまく使えないというのが実際のところです。農業というのは、私も家に帰れば農家ですので皆さんに御理解をいただ

きたいんですが、やつぱり特に稻作であつたりします。繁忙期と忙期というのには限られてきます。繁忙期といふのが限られてくる分、必要なときには猫の手も借りたい状況になるけれども、繁忙期でないときには一人で十分だということが十分あり得ます。今秋田県の方で、実際に、じゃ、農業の受入者を欲しいという人がいるかというと、大体が不思議であつたり、そういう園芸作物であつたりといふものを通して何とかやろうとしている、そういうふた方が勞働力として欲しいなというふうに思はれけれども、なかなか使い勝手が悪くてとうふうに思つてゐるのが実際のところのこれ現状であると思います。

秋田県には大潟村というところがあります。琵琶湖に次いで日本で第二位の面積を誇る湖を国策で干拓をして、そして大穀倉地帯をつくり上げました。昭和三十九年のことです。その昭和三十九年、当時の状況から考えて、米、稻作をするためにそこに移り住んでやられた方々というのが、今御案内とのおり需要と供給のバランスをどう取るかという農政の大議論をしているところでありますけれども、残念ながら稻作だけでは続けていくことはなかなか難しいというのが今の実情となっています。そういう中につけて、様々なチャレンジをしたい、生きていくために、稼いでいくためにチャレンジをしたいというふうに大潟村の方々も思つていています。ちなみに、大潟村は金田大臣の選舉区、御地元であります。

そこで、今の制度というものを使っていくとすればなかなか難しいということで、国家戦略特区提案をしています。その提案はなぜされたかといふ背景考えると、先ほど来申し上げているように、現在の技能実習制度というものを拡充していくとそれが問題解決につながるかというと決してそうではない。するすると対応するために引き延ばしていつてやつたとしても、結果としていい結果に

は結び付かない。いろいろ検討を重ねた結果そういう判断をして、であれば、国家戦略特区に思い切って手を擧げて議論をし、そしてどのようにして労働力を確保していくのかということを考えさせてほしいということを大潟村さんは訴えています。

そういったことを踏まえると、いわゆる労働力を確保するために外国人の受け入れを進めなきやいけない、そのためにはいい制度があるじゃないかということで実習制度というものを変化させていつて対応したとしても、こういった事例には対応できないというふうに私は感じました。そこで、大潟村の例を見ても、この制度の拡充等で対応していくというのはやっぱり無理があるというふうに私は考えております。

大臣の地元の事情は大臣が一番よく御存じだというふうに思います。そういったことを踏まえて、冒頭法務省の見解をお伺いをしましたけれども、金田大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（金田勝年君）お答えをいたします。

ただ、まず最初に、私の高校の後輩であるという中泉委員からの御質問でもあります。したがって、最初に一言だけ申し上げて、そしてお答えしたいと思います。

立法府に身を置く者として若いときに法務委員会に所属できたということは、必ずやこれからの政治活動にプラスになるというふうに私は確信するものでありまして、どうかこの委員会のメンバーのすばらしい先輩方からしっかりと学ぶようにお願いをしたいということを先輩として後輩に一言言わせていただきました上で、お答えをしたいと思います。

ただいままで委員が御指摘しておられたように、また私どもの入管局長から答弁を申し上げましたように、技能実習制度と外国人労働者の受け入れに関する議論というものは全く別個のものであると、このように考えております。

したがって、技能実習制度については、申し上げるまでもないんですが、本日の議論でも明らかに、また私どもの入管局長から答弁を申し上げましたように、技能実習制度と外国人労働者の受け入れに関する議論というものは全く別個のものであると、このように考えております。



するため、在留資格（入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号口に係るものに限る。）をもつて、本邦の営利を目的とした法人による実習監理を受ける本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。（以下同じ。）	この法律において「団体監理型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。
一 第一号団体監理型技能実習生（第一号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）	二 第二号団体監理型技能実習生（第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）
三 第二号団体監理型技能実習生（第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）	四 第二号団体監理型技能実習生（第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。）
五 この法律において「実習実施者」とは、企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいう。	六 この法律において「実習実施者」とは、企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいう。
七 この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定（第八条第一項の認定（第十二条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、企業単独型技能実習を行わせる者をい	八 この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をい
九 この法律において「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせる者をいう。以下同じ。）との間に	十 この法律において「監理団体」とは、監理許可（第二十三条第一項の許可（第二十一条第一項の規定による変更の許可があつたときは、又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業に係る許可へ
十一 この法律において「監理事業」とは、業（以下「監理事業」という。）を行ふ本邦の當利を目的としない法人をいう。	十二 この法律において「監理事業」とは、業（以下「監理事業」という。）を行ふ本邦の當利を目的としない法人をいう。
（基本理念）	（基本理念）
第三条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるよう、その保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。	第三条 技能実習は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）	（国及び地方公共団体の責務）
第四条 国は、この法律の目的を達成するため、前条の basic 理念に従つて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。	第四条 国は、この法律の目的を達成するため、前条の basic 理念に従つて、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。
第五条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施	第五条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施
第六条 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない。	第六条 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない。
（技能実習生の責務）	（技能実習生の責務）
第七条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。	第七条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。
第八条 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。	第八条 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項	一 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項	二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
三 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項	三 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
四 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項	四 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項
五 技能実習生の氏名及び国籍	五 技能実習の区分（第一号企業単独型技能実習、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習、第二号団体監理型技能実習若しくは第三号団体監理型技能実習の区分をいう。）
六 技能実習の目標（技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定（次条において「技能検定」という。）又は主務省令で指定する試験（次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という。）に合格することその他の目標をいう。次条において同じ。）、内容及び期間	六 技能実習の目標（技能実習を修了するまでに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能�定（次条において「技能検定」という。）又は主務省令で指定する試験（次条及び第五十二条において「技能実習評価試験」という。）に合格することその他の目標をいう。次条において同じ。）、内容及び期間
七 技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名	七 技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名
八 団体監理型技能実習に係るものである場合における雇用関係の成立のあつせん及び団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生にならうとする者をいう。以下同じ。）との間に	八 団体監理型技能実習に係るものである場合における雇用関係の成立のあつせん及び団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生にならうとする者をいう。以下同じ。）との間に

3	は、実習監理を受ける監理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
九	○報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費その他の
十	その他主務省令で定める事項
4	技能実習計画には、次条各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
5	団体監理型技能実習を行わせようとする申請者は、実習監理を受ける監理団体（その技能実習計画が第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は、監理許可（第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業に係るものに限る。）を受けた者に限る。）の指導に基づき、技能実習計画を作成しなければならない。
6	申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。
7	（認定の基準）
第九条	主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいづれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一	修得等をさせる技能等が、技能実習生の本邦において修得等が困難なものであること。
二	技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
三	技能実習の期間が、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものである場合は一年以内、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習若しくは第二号団体監理型技能実習若しくは第三号団体監理型技能実習に係るものである場合は二年以内であること。
四	第一号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係るものである場合は、申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。
五	申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が主務省令で定める数を超えないこと。
六	（認定の欠格事由）
第十一条	次の各号のいづれかに該当する者は、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画、第三号企業

八	単独型技能実習又は第三号団体監理型技能実習に係るものである場合はそれぞれ当該技能実習計画に係る技能等に係る第二号企業単独型技能実習又は第二号団体監理型技能実習に係る技能実習計画において定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標が達成されていること。
九	技能実習を修了するまでに、技能実習生が修得等をした技能等の評価を技能検定若しくは技能実習評価試験又は主務省令で定める評価により行うこと。
十	技能実習を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。
十一	技能実習を行わせる事業所ごとに、主務省令で定めるところにより技能実習の実施に関する責任者が選任されていること。
十二	団体監理型技能実習に係るものである場合に規定する一般監理事業に係るものに限る。（認定の基準）
十三	主務大臣は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、その技能実習計画が次の各号のいづれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一	修得等をさせる技能等が、技能実習生の本邦において修得等が困難なものであること。
二	技能実習の目標及び内容が、技能実習の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
三	技能実習の期間が、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係るものである場合は一年以内、第二号企業単独型技能実習若しくは第三号企業単独型技能実習に係るものである場合は二年以内であること。
四	申請者が技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること。
五	申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その数が主務省令で定める数を超えないこと。
六	（認定の欠格事由）
第十一条	次の各号のいづれかに該当する者は、第一号企業単独型技能実習又は第一号団体監理型技能実習に係る技能実習計画、第三号企業

一	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者。
二	この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらに基づく命令の規定により、罰金の執行を受され、その執行を終わり、又は執行を受けた者に該当するがなくなつた日から起算して五年を経過しない者。
三	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第一号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号、第二百四条、第五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しない者。
四	（技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることその他）
五	（技能実習生に対する報酬の額が主務省令で定める基準に適合していること）。
六	（第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合）（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他の異なる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの。
七	（第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合）（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの。
八	（第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は著しく不當な行為をした者）
九	（同法第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくつた日から五年を経過しない者（第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。））
十	（同法第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくつた日から五年を経過しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいづれかに該当するもの）

一	（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることとなつた日から起算して五年を経過しない者。
二	（第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合）（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む。第十一号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの。
三	（第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は著しく不當な行為をした者）
四	（同法第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくつた日から五年を経過しない者（第十二号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。））
五	（同法第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくつた日から五年を経過しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいづれかに該当するもの）



第十九条 企業単独型実習実施者は、企業単独型技能実習を行わせることが困難となつたときは、遅滞なく、企業単独型技能実習を行わせることが困難となつた企業単独型技能実習生の氏名、その企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続のための措置その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。	2 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習を行わせることが困難となつたときは、遅滞なく、団体監理型技能実習を行わせることが困難となつたとされるものとしている。又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行なう事業をいう。(以下同じ。)
第二十条 第一項の規定による届出の受理に係る事務については、前条の規定を準用する。	2 前項の許可を受けようとする者(第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。)は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
(実施状況報告)	一 一般監理事業(監理事業のうち次号に掲げるものの以外のものをいう。以下同じ。)
第二十一条 実習実施者は、技能実習を行わせたときは、主務省令で定めるところにより、技能実習の実施の状況に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。	二 特定監理事業(第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行なう事業をいう。以下同じ。)
2 前項の規定による報告書の受理に係る事務については、第十八条の規定を準用する。	三 監理事業を行う事業所の名称及び所在地
(主務省令への委任)	四 一般監理事業又は特定監理事業の別
第二十二条 この節に定めるもののほか、技能実習計画の認定の手続その他この節の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。	五 第四十条第一項の規定により選任する監理責任者の氏名及び住所
第二節 監理団体	六 外国への送出機関(団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。第二十五条第一項第六号において同じ。)より団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあつては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(監理団体の許可)	七 その他主務省令で定める事項
第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けるなければならない。	3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
第二十五条 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。	4 機構は、前項の申請書を受理したときは、主務大臣にその旨を報告するとともに、同項の調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に報告しなければならない。
第二十六条 第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。	5 主務大臣が第一項の規定により機構に調査の全部又は一部を行わせるときは、申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。
第二十七条 この節に定めるもののほか、監理団体の全部若しくは一部を行わせることがあるときは、又は機構に行なわせていた調査の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。	6 前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。
第二十八条 (許可の基準等)	7 主務大臣は、第一項の規定により機構に調査の全部若しくは一部を行わせることがあるものとするとあって主務省令で定める要件に適合するものに、主務省令で定めるところにより、役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行なつて主務省令で定める密接な関係を有しない者である監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者で監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。
第二十九条 外国への送出機関から団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。	八 外国への送出機関との間における求職の申込みの取次ぎを受けようとする者から団体監理型技能実習生にならうとする者からの団体監理型技能実習に係る職務の執行の監査を行なつて主務省令で定める密接な関係を有しない者である監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、団体監理型実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者で監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること。







## (技能実習評価試験)

第五十二条 主務大臣は、実習実施者が円滑に技能等の評価を行うことができるよう、技能実習

評価試験の振興に努めなければならない。

2 主務大臣は、公正な技能実習評価試験が実施されるよう、技能実習評価試験の基準を主務省令で定めるものとする。

(事業所管大臣への要請)

第五十三条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要があると認めるときは、特定の業種に属する事業を所管する大臣(次条第一項において「事業所管大臣」という)に対して、当該特定の業種に属する事業に係る技能実習に關し必要な協力を要請することができる。

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この条において「事業協議会」という。)を組織することができる。

2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をそ

の構成員として加えることができる。  
3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していいた者は、正当な理由なく、当該事務に關して知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

5 前各項に定めるもののか、事業協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に關する要求等)

第五十五条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する情報の提供をすることができる。

2 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるとときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大蔵に対し、当該措置の実施状況について報告を求める

(地域協議会)

第五十六条 地域において技能実習に關する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会(以下この条において「地域協議会」という。)を組織することができます。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をそ

の構成員として加えることができる。  
3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 地域協議会の事務に従事する者又は従事していいた者は、正当な理由なく、当該事務に關して知ることができた秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

5 前各項に定めるもののか、事業協議会の組

織及び運営に關し必要な事項は、地域協議会が定める。

第三章 外国人技能実習機構 第一節 総則

(機構の目的)

第五十七条 外国人技能実習機構(以下「機構」という。)は、外国人の技能等の修得等に關し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

(法人格)

第五十八条 機構は、法人とする。

(数)

第五十九条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第六十条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受け、その資本金を増加することができる。

(名称)

第六十一条 機構は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に外国人技能実習機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第六十二条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(一般社団法人及び一般財團法人に關する法律の準用)

第六十三条 一般社団法人及び一般財團法人に關する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用す

る。

(発起人)

第二節 設立

(定款の作成等)

第六十四条 機構を設立するには、技能実習に關して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

(発起人)

第六十五条 発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に對し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

(設立の認可等)

第六十六条 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 主務大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第七十一条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第六十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を同条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 前条第二項の規定により指名された機構の理



## 第九十一条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終る。

- 〔四〕 技能実習に關し、調査及び研究を行う業務  
〔五〕 その他技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する業務

- 〔六〕 前各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。）に係る手数料を徴収する業務

- 〔七〕 前各号に掲げる業務に附帯する業務

〔業務の委託〕

第八十八条 機構は、主務大臣の認可を受けて、前条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。）の一部を委託することができます。

〔八〕 第八十九条及び第八十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他、当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。

〔業務方法書〕

第八十九条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

〔九〕 前項の業務方法書には、主務省令で定める事項を記載しなければならない。

〔資料の交付の要請等〕

第九十条 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

〔一〇〕 機構は、その業務を行つため必要があると認めたときは、國の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に對して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

〔一一〕 第六節 財務及び会計  
〔一二〕 (事業年度)

技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（以下「本法」といふ）により不特定多數の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものとすることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覽に供したものとみなす。

〔利益及び損失の処理〕

第九十四条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

〔九〕 第九十五条 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書（以下この条において「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けるなければならない。

〔一〇〕 第九十六条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

〔一一〕 第九十七条 機構は、次の方法によるほか、業務

計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務省令で定めるものとすることとする。

〔一二〕 第九十八条 〔主務省令への委任〕

〔一三〕 第九十九条 機構は、主務大臣が監督する。

〔一四〕 第一百条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

〔一五〕 第一百零一条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（解散）

〔一六〕 第一百二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一七〕 第二節 補則  
〔一八〕 (定款の変更)

〔一九〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔二〇〕 第八節 補則  
〔二一〕 (定款の変更)

〔二二〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔二三〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔二四〕 第二節 補則  
〔二五〕 (定款の変更)

〔二六〕 第一百六条 政府は、予算の範囲内において、機

構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

〔二七〕 第一百七条 機構は、次の方法によるほか、業務

計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務省令で定めるものとすることとする。

〔二八〕 第一百八条 〔主務省令への委任〕

〔二九〕 第一百零一条 機構は、主務大臣が監督する。

〔三〇〕 第一百零二条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（解散）

〔三一〕 第一百二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔三二〕 第二節 補則  
〔三三〕 (定款の変更)

〔三四〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔三五〕 第八節 補則  
〔三六〕 (定款の変更)

〔三七〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔三八〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔三九〕 第二節 補則  
〔四十〕 (定款の変更)

〔四一〕 第一百六条 政府は、予算の範囲内において、機

構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

〔四二〕 第一百七条 機構は、次の方法によるほか、業務

計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務省令で定めるものとすることとする。

〔四三〕 第一百零一条 機構は、主務大臣が監督する。

〔四四〕 第一百零二条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（解散）

〔四五〕 第一百二条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔四五〕 第二節 補則  
〔四六〕 (定款の変更)

〔四七〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔四八〕 第八節 補則  
〔四九〕 (定款の変更)

〔五〇〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔五一〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔五一〕 第二節 補則  
〔五二〕 (定款の変更)

〔五三〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔五四〕 第八節 補則  
〔五五〕 (定款の変更)

〔五六〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔五七〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔五八〕 第二節 補則  
〔五九〕 (定款の変更)

〔六〇〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔六一〕 第八節 補則  
〔六二〕 (定款の変更)

〔六三〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔六四〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔六五〕 第二節 補則  
〔六六〕 (定款の変更)

〔六七〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔六八〕 第八節 補則  
〔六九〕 (定款の変更)

〔七〇〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔七一〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔七二〕 第二節 補則  
〔七三〕 (定款の変更)

〔七四〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔七五〕 第八節 補則  
〔七六〕 (定款の変更)

〔七七〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔七八〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔七九〕 第二節 補則  
〔八〇〕 (定款の変更)

〔八一〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔八二〕 第八節 補則  
〔八三〕 (定款の変更)

〔八四〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔八五〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔八六〕 第二節 補則  
〔八七〕 (定款の変更)

〔八八〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔八九〕 第八節 補則  
〔九〇〕 (定款の変更)

〔九一〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔九二〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔九三〕 第二節 補則  
〔九四〕 (定款の変更)

〔九五〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔九六〕 第八節 補則  
〔九七〕 (定款の変更)

〔九八〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔九九〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇〇〕 第二節 補則  
〔一〇一〕 (定款の変更)

〔一〇二〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇三〕 第八節 補則  
〔一〇四〕 (定款の変更)

〔一〇五〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇六〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇七〕 第二節 補則  
〔一〇八〕 (定款の変更)

〔一〇九〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇一〇〕 第八節 補則  
〔一〇一一〕 (定款の変更)

〔一〇一二〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇一三〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇一四〕 第二節 補則  
〔一〇一五〕 (定款の変更)

〔一〇一六〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇一七〕 第八節 補則  
〔一〇一八〕 (定款の変更)

〔一〇一九〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇二〇〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇二一〕 第二節 補則  
〔一〇二二〕 (定款の変更)

〔一〇二三〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇二四〕 第八節 補則  
〔一〇二五〕 (定款の変更)

〔一〇二六〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇二七〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇二八〕 第二節 補則  
〔一〇二九〕 (定款の変更)

〔一〇三〇〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇三一〕 第八節 補則  
〔一〇三二〕 (定款の変更)

〔一〇三三〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇三四〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇三五〕 第二節 補則  
〔一〇三六〕 (定款の変更)

〔一〇三七〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇三八〕 第八節 補則  
〔一〇三九〕 (定款の変更)

〔一〇四〇〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇四一〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇四二〕 第二節 補則  
〔一〇四三〕 (定款の変更)

〔一〇四四〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇四五〕 第八節 補則  
〔一〇四六〕 (定款の変更)

〔一〇四七〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇四八〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇四九〕 第二節 補則  
〔一〇五〇〕 (定款の変更)

〔一〇五一〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇五二〕 第八節 補則  
〔一〇五三〕 (定款の変更)

〔一〇五四〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇五五〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇五六〕 第二節 補則  
〔一〇五七〕 (定款の変更)

〔一〇五八〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇五九〕 第八節 補則  
〔一〇六〇〕 (定款の変更)

〔一〇六一〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇六二〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇六三〕 第二節 補則  
〔一〇六四〕 (定款の変更)

〔一〇六五〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇六六〕 第八節 補則  
〔一〇六七〕 (定款の変更)

〔一〇六八〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇六九〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇七〇〕 第二節 補則  
〔一〇七一〕 (定款の変更)

〔一〇七二〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇七三〕 第八節 補則  
〔一〇七四〕 (定款の変更)

〔一〇七五〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇七六〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇七七〕 第二節 補則  
〔一〇七八〕 (定款の変更)

〔一〇七九〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇八〇〕 第八節 補則  
〔一〇八一〕 (定款の変更)

〔一〇八二〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇八三〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇八四〕 第二節 補則  
〔一〇八五〕 (定款の変更)

〔一〇八六〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

〔一〇八七〕 第八節 補則  
〔一〇八八〕 (定款の変更)

〔一〇八九〕 第一百四条 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔一〇九〇〕 第一百五条 機構は、解消した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

〔一〇九一〕 第二節 補則  
〔一〇九二〕 (定款の変更)

〔一〇九三〕 第一百三条第二項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。</





(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第十一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号に次のように加える。  
ワ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十一年法律第二百八号)第八条の罪

(地方税法の一部改正)  
第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本労働者住宅協会」を「外国人技能実習機構、日本労働者住宅協会」に改める。

第十二条第一項の認定(技能実習法第十七条法律第二百八号)の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。

第七十二条第一項の認定(技能実習法第十二条第二項第一号に規定する第一号以下同じ)を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識(以下「技能等」という)に係る業務に従事する活動

口 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十二条第一項の認定(技能実習法第十七条法律第二百八号)の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。

第七十二条第一項第一号中「又は第二号イを、「第二号イ若しくはロ又は第三号イ」に改める。

第七条第一項第一号中「及び技能実習の項の下欄第二号」を削る。

第十一条第一項中「又は技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る)」を削る。

第二十条の二の見出し中「在留資格」を「高度専門職の在留資格」に改め、同条第一項を次のように改める。

高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る)への変更は、前条第一項の規定にかかるわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る)をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。

第二十条の二第二項中「前項各号に掲げる在留資格」を「高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に次の事する活動

の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る)」に改める。

別表第一の二の表技能実習の項下欄第一号イ及びロを次のように改める。

イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十一年法律第二百八号)号。以下「技能実習法」という。第八条第一項の認定(技能実習法第十二条第二項第一号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十二条第一項の認定(技能実習法第十七条法律第二百八号)の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。

第七十二条第一項の認定(技能実習法第十二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

一号を加える。

三 次の又はロのいずれかに該当する活動

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画(技能実習法第二条第四項第二号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十二条第一項の認定(技能実習法第十七条法律第二百八号)の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。

第七十二条第一項の認定(技能実習法第十二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る)に基づいて技能等を要する業務に從事する活動

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十二条第一項の認定(技能実習法第十七条法律第二百八号)の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。

管法第二十条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

一 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者(当該在留資格に伴う在留期間が施行日から起算して三月に満了する者に限る)からされた旧入管法第二十一条第二項の上陸の申請に対する処分

二 旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもつて本邦に在留する者(当該在留期間が施行日から起算して三月に満了する者に限る)からされた旧入管法第二十一条第二項の上陸の申請に対する処分

三 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例によることとする。

一 本邦において旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号又はロに掲げる活動(以下この条において「旧技能実習第一号活動」という)を行おうとする外国人からされた旧入管法第六条第二項の上陸の申請で

あつて、この法律の施行の際、旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

二 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る)からされた旧入管法第七条の「第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この法律の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

三 本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとする外国人(施行日から起算して三月を経過する日までに本邦に上陸しようとする者に限る)からされた旧入管法第七条の「第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この法律の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

四 施行日前に本邦において旧技能実習第一号活動を行おうとして旧入管法第七条の「第一項の規定による証明書の交付を受けた者及び前項規定による証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた前項の規定による旧入管法第二十条第二項の上陸の申請に対する処分については、施行日(前項第一号の規定によりな

第三部 法務委員会議録第四号 平成二十八年十一月一日【参議院】

お従前の例による」ととされる場合における旧  
入管法第七条の二第一項の規定により証明書の  
交付を受けた者にあっては、当該交付の日から  
三月を経過する日までの間は、なお従前の例

による。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第十四条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第八号)

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第八号)

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人に規定する社会医療法人に限る)の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第八号)

(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第三号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第八号)第八十七条第一号

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第六十二号を削り、第六十三号を第六十二号とし、同号の次に次のように加える。

外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可 外国人技能実習機構 許可件数 一件につき一万五千円

団体の許可)の監理団体の許可(更新の許可を除く)又は同法

第三十二条第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る)。

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

事務所用建物(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の有権の取扱登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

第二欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の二の項中「(専ら自己の事務所の用に供する建物をいう。以下同じ。)」を削る。

第十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項の次に次のように加える。

四十の一 法務省、厚生労働省又は外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

(平成二十七年法律第八号)による同法第八条第一項若しくは第十二条第一項の技能実習計画の認定、同法第二十三条第一項若しくは第三十二条第一項の許可、同法第三十二条第二項の更新又は同法第三十二条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(消費税法の一部改正)

第二十条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

の一部を次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

外国人技能実習機構

卷之三

**第二十三条** 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のよう に改正する。

外国人技能実習機構 別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のよう記入する。  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する八

する法律（平成二十七年法律第号）

## (厚生労働省設置法の一部改正)

**第二十四条 厚生労働省設置法**（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「職業能力開発促進法の下に、外国人の技能実習の適正な実施及び

技能実習生の保護に関する法律（平成二十七年八月一日施行）

**第二十一条第一項中「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成**

(二十二年法律第四十七号) 第四条第二項に規定する忍定鐵業同東に係るものに限る。)、第六十

「六号」を削る。

(罰則に関する経過措置)

の法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第一六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることとする。

第二十二条の四第七項に於けるたゞし書き加え  
る。

第三部 法務委員會會議錄第四號 平成二十八年十一月一日 [參議院]

## 附則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める

以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて新法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、第二号施行日前に、当該外国人に対し、同表の介護の在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

## (罰則に関する経過措置)

第五条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## (在留資格の取消しに関する経過措置)

## 第一条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という)前に受けた上陸許可の証印等(この法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(次条第一項において「旧法」という)第二十二条の四第一項第二号に規定する上陸許可の証印等をいう)について同項第三号に掲げる事実が判明した場合における在留資格の取消しについては、なお従前の例による。

(退去強制に関する経過措置)

第三条 施行日前に旧法第二十二条の四第一項(第三号に係るものに限る。以下この項において同じ。)の規定により在留資格を取り消された者は及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第二十二条の四第一項の規定により在留資格を取り消された者に対する退去強制については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法(次条において「新法」という)第二十四条第四号ル(2)に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号ル(2)に掲げる行為をあおり、唆し、又は助けた者について適用する。

(在留資格認定証明書に関する経過措置)

第四条 法務大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)

指摘されているところであるが、複国籍容認はアジアにおいても韓国が容認に転じるなど世界的な潮流となっている。複国籍に寛容な国で法務省が指摘しているようナデメリットが社会問題になつたことはなく、韓国も同様である。日本国民の複数国籍者は少なくともおよそ六十万人以上に達すると推定され、これは明らかに複国籍に不寛容な方向で国籍法の形骸化を証明している。日本弁護士連合会も複数国籍の容認を求める意見書を公表している。

については、次のような複国籍容認の法改正を行われたい。

一、形骸化した国籍選択制度を早急に廃止すること。

二、複国籍を容認している一方の国との相互主義的な複数国籍を容認すること。例えばオセアニア、欧米諸国等との相互主義的な複数国籍を容認すること。

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、複国籍の容認に関する請願(第三四八号)

第三四八号 平成二十八年十月十七日受理

複国籍の容認に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡真鶴町 高川憲

之 外九十七名

紹介議員 福島みづほ君

複数国籍の容認は、日本人が世界で活躍する機会を増やし、在外邦人やその家族にとっても大きなメリットがある。世界に広がる日本人社会にとつて複国籍の容認は大きなメリットとなり、日本にとっても国際的な資源や情報資源あるいは経済的資源の確保に寄与する。現在の日本の国籍法は先進国の中で最も複数国籍に不寛容なものとなつてゐる。日本国民の活動の場が世界中に広がる今日、この制度をより寛容なものへと移行させることは、欧米諸国が既に容認国であるように世界の潮流に合致し、日本国民の利益にも寄与する。また、信頼できる先進国等との複国籍容認は、国際化の一助となることはあっても社会不安を生むことはあり得ない。複国籍の容認のデメリット(忠誠の衝突や外交的保護権の衝突等)も